

令和5年（2023年）10月2日（月曜日）

第 3 号

令和5年第3回  
北海道議会定例会 予算特別委員会第1分科会会議録

## 第3号

令和5年(2023年)10月2日(月曜日)

出席委員	交代委員
委員長	
久保秋雄太君	
副委員長	
渕上綾子君	
石川さわ子君	
早坂貴敏君	
前田一男君	
丸山はるみ君	
川澄宗之介君	
佐々木大介君	
林祐作君	
道見泰憲君	
菅原和忠君	
阿知良寛美君	
丸岩浩二君	喜多龍一君

出席説明員

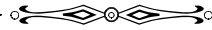
環境生活部長	加納孝之君
環境生活部 アイヌ政策監	相田俊一君
環境生活部次長	松谷雅一君
環境保全局長	竹澤祐幸君
自然環境局長	竹本広幸君
くらし安全局長	佐藤圭子君
文化局長	塚田みゆき君
スポーツ局長	高見芳彦君

総務課長	新井田順也君
循環型社会推進課長	本間博人君
水・大気環境 担当課長	久保貴司君
自然公園担当課長	遠藤浩君
野生動物対策課長	小島宏君
エゾシカ担当課長	高杉聖君
ヒグマ対策室長	井戸井毅君
道民生活課長	本田晃君
文化振興課長兼 歴史文化担当課長	越田習司君
スポーツ振興課長	松井直樹君

総合政策部長	三橋剛君
総合政策部 地域振興監	菅原裕之君
総合政策部 交通企画監	宇野稔弘君
総合政策部次長	清水茂男君
官民連携推進局長	所健一郎君
計画局長	笠井敦史君
地域創生局長	大野哲弘君
交通政策局長	千葉繁君
鉄道担当局長	斎藤由彦君
施設管理担当局長	所秀和君
総務課長	蓮見光志君
官民連携推進局参事	高橋憲正君
計画推進課長	佐々木敏君
社会資本・強靱化 担当課長	米谷功君
地域創生担当課長	奈良華織君
交通企画課長	菅野圭二君

【第1分科会 10月2日 第3号】

地域交通担当課長	齋藤冬樹君	同	井端卓君
並行在来線担当課長	小林達也君	同	斉藤晃俊君
空港港湾担当課長	笠原千義君	同	藤田知樹君
		同	中川典彦君
議会事務局職員出席者		同	中澤正和君
議事課主幹	加藤隆行君	同	大西健君
議事課主査	吉本麻美君		



午後 1 時 開議

○久保秋雄太委員長 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

〔吉本主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、喜多龍一議員の委員辞任を許可し、丸岩浩二議員を委員に補充選任し、第1分科委員に補充指名した旨、通知がありました。
1. 本日の会議録署名委員は、

丸山 はるみ 委員  
佐々木 大介 委員

であります。

○久保秋雄太委員長 それでは、議案第1号及び第2号を一括議題といたします。

1. 環境生活部所管審査

○久保秋雄太委員長 これより環境生活部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。  
丸岩浩二君。

○丸岩浩二委員 こんにちは。

私からは、初めに、エゾシカ対策について質問をいたします。

本年8月に道が公表した令和4年度のエゾシカ推定生息数は、南部地域を除くと約72万頭と、前年度に比べ3万頭増加しています。また、近年は、エゾシカによる農作物等への被害、自動車や列車との接触事故も急増しており、昨年は、エゾシカと自動車の接触による死亡事故も発生をしております。

そこでまず、直近のエゾシカによる農林業被害と自動車や列車との接触事故などによる被害状況を伺います。

○久保秋雄太委員長 エゾシカ担当課長高杉聖君。

○高杉エゾシカ担当課長 エゾシカによる被害についてであります。農林業被害額は、平成23

年度に64億円と過去最高となって以降、令和元年度には38億円まで減少しましたが、令和2年度から増加に転じ、令和3年度は44億円となり、このうち、林業被害額は4000万円となっております。

また、自動車交通事故は令和4年度に4480件発生し、列車運行の支障も4273件と、いずれも過去最多となっております。

**○丸岩浩二委員** 道の策定した第6期のエゾシカ管理計画では、地域を四つに分けてきめ細かな対応を検討するとしていますが、地域ごとの推定生息数についてはどのような状況か、伺います。

**○高杉エゾシカ担当課長** エゾシカの生息数についてであります。南部地域を除く道内の推定生息数は、平成23年度に77万頭と過去最高となって以降、平成30年度に65万頭まで減少しましたが、令和元年度から増加に転じ、令和4年度は72万頭となっております。

地域別には、オホーツク、十勝、釧路、根室を含む東部地域で32万頭と前年度比1万頭の増加、空知、上川、留萌、宗谷を含む北部地域で19万頭と前年度比1万頭の増加、石狩、胆振、日高を含む中部地域で21万頭と、こちらも前年度比1万頭の増加となっており、後志、渡島、檜山を含む南部地域は3万頭から18万頭と推定していますが、推定精度が低いことから、他の地域とは区別して公表しております。

道としては、個体数推定の精度を高めるため、今年度から新たな生息状況調査を開始することとしており、今後とも各地域の推定生息数の把握に向けて取り組んでまいります。

**○丸岩浩二委員** エゾシカの捕獲数についてはこれまでどのように推移しているのか、また、地域ごとの状況についても伺います。

**○高杉エゾシカ担当課長** エゾシカの捕獲数についてであります。平成24年度に14万4000頭と過去最多となった後、13万頭前後で推移していましたが、平成30年度に発生した国有林での誤射事故による入林規制の影響などから、令和元年度には10万7000頭まで減少しました。その後、入林規制の解除などにより捕獲数は増加し、令和3年度には14万3000頭、令和4年度は8月の速報値で14万1000頭となっております。

令和4年度の地域別の捕獲数は、東部では7万1000頭、北部では2万6000頭、中部では3万7000頭、南部では7000頭となっております。

**○丸岩浩二委員** エゾシカ対策推進条例では、生息数と農林業被害の著しい増加があり、捕獲等の措置を強化する必要があると認められたときは緊急対策期間を設定し、その措置を強化することとされております。

過去には、農林業被害等の急増により、平成22年度から平成26年度までの5年間を緊急対策期間に設定し、対策を強化したことがありました。

被害が増加している現状を踏まえ、同様の対策強化が必要と考えますが、環境生活部長の所見を伺います。

**○久保秋雄太委員長** 環境生活部長加納孝之君。

○加納環境生活部長 緊急対策期間についてであります。道では、平成22年度から平成26年度までの5年間、緊急対策期間として、捕獲制限の規制緩和や道の地域づくり総合交付金によります市町村の捕獲支援など、捕獲数の増加に向けた対策を強化し、生息数の減少につなげたところでもあります。

その後、平成26年に制定されましたエゾシカ対策推進条例では、生息数と農林業被害の著しい増加により、捕獲等の措置を強化する必要があると認めるときは緊急対策期間を設定し、措置を強化することが規定されております。

道といたしましては、令和2年度、令和3年度と2年続けて推定生息数と農林業被害額が増加するなど、深刻な状況にあると認識しておりまして、今後、11月にも取りまとめる令和4年度の農林業被害額の状況なども踏まえまして、緊急対策期間の設定も視野に対応の検討を進めるなど、危機感を持ってエゾシカ対策に取り組んでまいります。

○丸岩浩二委員 それでは次に、ヒグマ対策の在り方についてであります。全道各地においてヒグマの目撃情報が過去にないほど増えております。特に、住民の生活圏や通学圏にヒグマが出没をした、見たという通報は後を絶たず、極めて憂慮すべき事態が今まさに起こっているのではないのでしょうか。

道においてもその対策に取り組んでいることは私も承知をしておりますが、今後、こういった対策を講ずる必要があるか、今回の質問を通じて確認をさせていただきたいと思っております。

初めに、ヒグマの現状についてであります。これほどまでに目撃情報が増えたということは、ヒグマが増えていることにほかならないはずであります。

ヒグマの個体数と生息地域について、道ではどのような現状認識や分析をしているのか、まず伺います。

○久保秋雄太委員長 ヒグマ対策室長井戸井毅君。

○井戸井ヒグマ対策室長 ヒグマの個体数や生息地域についてであります。最新となる令和2年度のヒグマの個体数は、中央値で1万1700頭と推計され、平成26年度の1万500頭から増加の傾向にあります。

また、ヒグマ管理計画では、全道を五つの地域個体群に区分して管理することとしており、推定生息数として、渡島半島地域は、平成26年度の中央値が1680頭に対し、令和2年度は1840頭、以下同様に、積丹・恵庭地域は590頭に対し670頭、天塩・増毛地域は670頭に対し850頭、日高・夕張地域は1680頭に対し4260頭と推定され、いずれも増加傾向にあると考えられ、また、道東・宗谷地域では4170頭に対して3980頭と、増加が頭打ちか、減少傾向にあるものと考えられます。

専門家からは、ヒグマの生息域が人里まで拡大していることや、平成元年度まで実施されてきた春グマ駆除の中止以降、捕獲圧を緩めたことで、人への警戒心が薄れていることなどが指摘されており、道としましては、こうした専門家の意見や人里周辺への出没が多発している現状を踏まえ、かつてないほど、人とヒグマとのあつれきが高まっているものと認識しております。

以上です。

**○丸岩浩二委員** 個体数は増加傾向にあるとのことでしたが、ヒグマがどの地域にどの程度生息をしているかという現状分析ができなければ、実効的な対策は到底講じられない、これは先ほど質問したエゾシカとは大きく異なるところであります。現状把握こそ、ヒグマ対策の入り口であります。

よって、実効的な対策のためには、シミュレーションによる推計だけではなくて、ドローンやAIなど、いろんなことを活用して道内の実態を把握しなければなりません。

道は、地域ごとの個体数の実態把握に向けて今後どう取り組むか、伺います。

**○井戸井ヒグマ対策室長** 個体数の把握についてであります。ヒグマの適正な保護管理のためには、個体数の動向の把握は重要であり、道では、全道域での広域痕跡調査のほか、ヒグマの体毛を採取して遺伝子分析を行い、生息密度を推計するヘア・トラップ調査を令和2年度、3年度に北見山地で、今年度からは渡島半島で実施しており、令和4年度からは自動カメラで撮影したヒグマをAI技術により個体識別することを目指すヒグマ個体識別手法等検討検証事業を行っているところでございます。

専門家からは、個体数推計の精度向上のため、さらなる調査の拡充について指摘されており、道としましては、新たなAIなどの技術の活用も視野に、調査の一層の充実強化に向けた検討を進め、地域個体群ごとの推定精度のさらなる向上に取り組んでまいります。

以上です。

**○丸岩浩二委員** 冒頭にも申し上げましたが、今年のヒグマの目撃情報というのは後を絶ちません。

そこで、令和元年度以降の目撃情報の件数について、どのような状況であるのか、また、今年度の目撃情報は多いのか少ないのか、その見解を伺います。

**○久保秋雄太委員長** 自然環境局長竹本広幸君。

**○竹本自然環境局長** ヒグマの目撃情報についてであります。道警察に寄せられた目撃件数は、令和元年は1825件で、その後は増加の傾向にあり、令和4年は2240件となっております。

本年は、8月末現在におきまして2381件となっており、同時期における過去の目撃件数と比べると、ここ5年の中で最も件数が多くなっており、こうした道内各地での出没の多発は、道民の皆様方の安全、安心な暮らしを守る上で、かつてないほどあつれきが高まっている憂慮すべき事態と認識しております。

以上です。

**○丸岩浩二委員** 令和3年度にヒグマによる人身被害が過去最多となりました。

そこで、令和元年度以降の人身被害の件数と被害に遭った際の人の活動状況について伺います。また、道では被害件数の推移をどのように分析しているのか、伺います。

**○井戸井ヒグマ対策室長** 令和元年度以降の人身被害の状況などについてであります。本年6月までに人身被害は21件発生しており、被害に遭われた際の活動別では、狩猟が6件、次いで、

【第1分科会 10月2日 第3号】

キノコなどの山菜取りが3件、農作業が3件、登山が3件、森林作業が2件、釣りが1件となっており、狩猟に伴う被害が最も多く、また、年度ごとの被害件数は、令和3年度が、札幌市東区での市街地出没事故や福島町での農作業中の事故などのため、最多の9件、令和元年度、2年度、4年度は、それぞれ3件となっております。

人身被害がゼロであった平成27年度以降、毎年度、人身被害が生じており、ヒグマの生息域が拡大していると考えられますが、道としましては、人身被害は可能な限りゼロにしていかなければならないものと考えているところでございます。

以上です。

**○丸岩浩二委員** 今、四つの質問を通じてまさに浮き彫りになったのが、ヒグマの生息状況がしっかりと把握できないということ、また、目撃情報や人身被害が後を絶っていないという実態であります。

今答弁がありました。本来、被害件数はゼロであるべきであります。現在のヒグマ対策というのは、単なる鳥獣被害対策ではなくて、直接的な道民の生命や財産を守るための対策であることをしっかりと理解いただきたいと思いますと考えております。

次に、今後のことについてであります。ヒグマ対策で欠かせないものは二つあると考えております。

一つが、治療効果としての人への投資、もう一つが、予防効果としてのおつれき解消への投資であります。

まず、人への投資についてであります。我が会派の代表質問において、知事は、本庁ヒグマ対策室に新たに職員3名を兼務発令した、専門知識を有する職員の配置を含めた振興局体制を検討するとの考えを示されました。

専門知識を有する職員とはどのような職員を指すのか、また、現在そのような職員はどのように配置をされ、今後どのような考え方で配置をする考えか、伺います。

**○竹本自然環境局長** 専門的知識を有する職員の配置についてであります。環境省では、科学的、計画的な鳥獣の保護と管理を効果的に推進するためには、専門的知見を有する職員が都道府県に配置されることが重要であることから、毎年、都道府県ごとの配置状況について調査を行っております。

この調査の中で、専門的知見を有する職員とは、環境省の鳥獣保護管理プランナーなどの人材登録事業の登録者、農林水産省の鳥獣被害対策アドバイザーの登録者、国が主催する特定の研修を受講し、かつ、3年以上の鳥獣行政実務経験者、大学または大学院において鳥獣保護管理に関する学位を有する者などとしております。

また、本年8月末時点の道の鳥獣保護管理を所管する部署における専門的職員の配置は、本庁の野生動物対策課に3名、空知総合振興局に2名、石狩振興局に2名、日高振興局に1名、渡島総合振興局に2名、上川総合振興局に1名の11名となっております。

道としては、今後、より一層、積極的に国が主催する研修を職員に受講させるなど、専門職員

の確保に努めますとともに、地域の出没状況や被害の状況を踏まえ、まずは、そうした地域に優先的に配置していく必要があると考えております。

以上です。

**○丸岩浩二委員** ヒグマの目撃情報が多いのは、ヒグマの個体数増加だけではなくて、人口減少、過疎化、飼料用作物の増加、ハンターの減少、高齢化など、様々な要因が絡み合っているのが実態であります。

本庁のヒグマ対策室には、計画策定や対策内容の検討といったヒグマ対策の頭脳の役割が、各振興局には、出没をした現場対応や関係者との連絡調整といった、まさにヒグマ対策の最前線の役割が求められております。そのため、振興局の体制強化こそが道民を守る対策にほかならず、早急に進める必要があると考えます。

先ほど答弁にありました専門職員の配置により、振興局の体制はどのように変わり、ヒグマの出没に対してどのような効果が期待されるのか、伺います。

**○井戸井ヒグマ対策室長** 振興局の体制についてであります。現在検討を行っている振興局環境生活課への専門的職員の一層の確保と配置、さらには、本庁からの支援体制の強化などにより、地域の出没や被害情報を適時的確に収集し、本庁ヒグマ対策室と情報を共有しながら、それらの原因や背景を踏まえた上で、専門的職員が中心となって、より具体的な対応策を市町村や施設管理者などとともに検討、実施していくことを考えております。

道としましては、こうした取組を通じて、市町村や警察など関係機関との顔の見える関係を構築することにより、地域の実情を踏まえた対応力の強化につながることを期待しております。

**○丸岩浩二委員** 今、道民が求めているこの体制強化というのは、いわゆる机上論ではありません。地域の方々は今一番必要としているのは、出没をしたときにすぐに現場に駆けつけて道民を守ってくれる、そういった人材の育成であります。

専門職員の配置によって、振興局の体制がどう改善されるのか、そして、どのような効果があるのか、大いに期待します。ちょっと判然としなかった感はありますが、今後、それぞれの地域にその効果等をしっかり説明していただきたいと考えております。

次に、人への投資の中で最も重要なのが、ハンターの育成確保であります。

このことについては道議会でも数多く取り上げられてきており、こうした人材の確保こそがヒグマ対策の最重要課題であることは論をまちません。

そこでまず、ヒグマハンターの状況、例えば、年齢や経験年数、地域の状況はどのようになっているのか、また、道では、ハンターの育成確保に向け、ヒグマ管理計画上、どの程度の確保を目指し、これまでどのように取り組んできたのか、伺います。

**○井戸井ヒグマ対策室長** 狩猟者の状況についてであります。道の資料では、ヒグマを銃猟で許可捕獲を行うヒグマ捕獲従事者は令和3年度で3090名となっており、このうち、70歳以上の方は36%、60歳以上は59%、30歳代以下は11%となっております。

地域別では、多い順に、オホーツクが449名、十勝が409名、上川が364名となっており、少な



【第1分科会 10月2日 第3号】

い順では、檜山が82名、留萌が88名、宗谷が95名となっております。

これまで、道では、ヒグマ捕獲従事者の担い手となる狩猟免許の取得者を確保するため、試験回数等の増加、出前教室の開催、講習会参加への補助などの取組や、平成27年度から、全道を対象に、経験の浅いハンターの捕獲技術の習得などを目的とした人材育成のための捕獲事業などを行い、この事業では延べ3334名に参加していただいているところです。

なお、ヒグマ管理計画には、こうした狩猟免許の取得を促進するなどの施策の方向性を示しておりますが、狩猟者の確保目標は示しておりません。

以上でございます。

**○丸岩浩二委員** 何度も言いますが、ハンターの育成確保というのは最重要課題だと捉えています。また、一朝一夕に解決するものでもない課題だと思っています。

私は、現行のヒグマ管理計画の第2章に、ハンターの育成確保のための目標と方策を追加して、より計画的に取り組むべきと考えますが、道の見解を伺います。

**○竹本自然環境局長** 狩猟者の育成確保についてであります。ヒグマ捕獲従事者の確保は、地域のヒグマ対策を進める上で大変重要でありますことから、ヒグマ管理計画に基づき、これまで様々な取組を行ってきたところであります。今年5月に市町村へ行ったアンケート調査では、ヒグマ対策の課題として、狩猟者の確保を挙げる市町村が78%となっております。

道としては、こうした地域における課題も踏まえ、今後、ヒグマ捕獲従事者の確保に向けて、専門家や狩猟者の意見も伺いながら、計画的に講ずるべき、より効果的な方策などについて検討し、取り組んでまいります。

以上です。

**○丸岩浩二委員** 皆さんも御承知と思いますが、ハンターの育成については、現場のハンターとお話すると、本当に多くの課題があって、高齢化ということだけじゃないのです。免許更新の手間がかかるとか、銃弾が高騰しているとか、また、練習する場所もないと。答弁であったような講習会をやるとか、いろんな事業も必要ですけども、実際、どうすればハンターが育つか、これをもっと真剣に考えていただきたい。ですから、ぜひ、計画に登載をして取り組んでいただくよう重ねてお願い申し上げます。

また、このハンターの育成確保に関してですが、道では、先週の9月26日に、「ヒグマ有害捕獲へのご理解のお願い」と題したメッセージを公式X（旧ツイッター）で、また、ホームページでも公表していただきました。これは、牛66頭を襲撃したOSO18を駆除したハンターなどに対して抗議や苦情が多数寄せられていることを受けての対応であり、全国から大反響がありました。

我々道民を守るための法に基づく捕獲行為を、知事自らが矢面に立って情報を発信していただくことについて大変大きく評価をさせていただきたいと思っております。担い手確保の支障にもならないよう、今後とも、行政が全面的なバックアップをしていただきますよう、お願いを申し上げます。

次ですが、ヒグマはハンターの育成時間を待つてはくれません。いつどこで出没するか分からない不安の中で、我々道民は生活することとなります。

そこで、道では、平成23年に自衛隊の協力によるエゾシカの捕獲事業を全国で初めて実施したと承知しておりますが、この事業概要とその成果について伺います。

**○高杉エゾシカ担当課長** 自衛隊の協力によるエゾシカ捕獲事業についてであります。道では、平成22年度から26年度までの5年間、白糠町の国有林などにおいて、陸上自衛隊、森林管理局、地元の町や猟友会などと連携し、エゾシカの捕獲事業を実施しており、自衛隊には、ヘリコプターによるエゾシカの偵察や雪上車など特殊車両による捕獲個体の搬出について御協力をいただきました。

この5年間の捕獲事業では、関係機関が延べ2134人を動員し、うち、自衛隊からは816人の動員を得て、合計344頭のエゾシカを捕獲したところであり、地域における関係機関の連携協力関係の構築につながったものと考えております。

**○丸岩浩二委員** 私は、自衛隊の協力について質問しましたが、自衛隊が有害鳥獣対策で発砲してくれるということが非常に難しいということは十分理解をした上でありますが、過去のエゾシカの捕獲事業のときも、ハンターは、撃って捕獲をした後、運搬だとか処理に大変難儀をしているということで、そういった意味からも、上空からの目視であったりとか、多方面からの協力を得ることによって成果が導かれるというようなことがあるのではないかという思いで質問することを御理解いただきたいと思っております。したがって、自衛隊の協力による捕獲事業というのは、ヒグマにも共通する部分がないのかなと思うところであります。

自衛隊は、災害時に人命または財産の保護のため必要がある場合は、都道府県知事等の要請に基づき災害派遣が行われることとなっておりますが、その目的や効果と照らし合わせても、今こそ、道民の生命や財産を守るため、ヒグマ対策に自衛隊の協力を仰がなければならない事態にあるように考えております。

今のヒグマ管理計画における関係者の中には自衛隊という記載はありませんが、自衛隊の協力によるヒグマ捕獲の必要性和ヒグマ管理計画における自衛隊の位置づけについて、道の所見を伺います。

**○井戸井ヒグマ対策室長** 自衛隊の協力についてであります。ヒグマ管理計画の推進に当たっては、関係機関が関係法令や制度に基づきそれぞれの役割を担うこととして、市町村や農業関係団体、調査研究機関などを関係機関として挙げているところです。

自衛隊につきましては、道のヒグマ管理計画に役割を明示できないことから、関係機関として明示していないところです。

なお、先ほど申し上げました自衛隊の協力によるエゾシカの捕獲事業では、短期間に集団を大量捕獲できましたが、ヒグマは、単独で行動し、生息密度が低く、1頭ずつ猟銃等を使用し駆除するため、事情が異なるものと考えているところでございます。

**○丸岩浩二委員** 次は、ヒグマ対策チームについてですが、振興局の体制強化とハンターの育成

【第1分科会 10月2日 第3号】

確保、そして、先ほど言った自衛隊との協力は、いずれもヒグマ対応の専門家集団、いわゆるヒグマ対策チームを編成することでその効果が発揮されるのではないかというふうに私は考えております。

私は、令和3年の定例会における一般質問で、市町村をはじめ、道総研、猟友会、警察などの関係者が新たなチームをつくって地域のヒグマ対応に当たるようにしなければならない、そうしなければ地域の住民を守れないというふうに訴えさせていただきました。これは、ヒグマが出てきたらすぐに対処するという治療的な意味合いではありますが、これこそがまさに道民を守る、人への投資だと考えております。

道は、ヒグマの出没状況を踏まえ、必要な地域に今こそヒグマ対策チームを編成し、道民の暮らしを守るべきと考えますが、見解を伺います。

○竹本自然環境局長 地域におけるヒグマ対策についてであります。地域対応力の強化を図るためには、振興局の体制の検討とともに、地域の人材育成や出没時の対応支援、関係機関との連携の強化が重要でございます。

道としては、地域におけるヒグマ保護管理の担い手を育成する研修会の実施や、春期管理捕獲を通じたヒグマ捕獲技術者の育成、さらには、ヒグマ専門人材バンクによる出没時の専門人材の派遣、市街地出没を想定した訓練の実施、また、地域連絡協議会を活用した市町村間や関係機関との広域的な連携など、様々な取組について一層の強化を図っていくほか、今後は、あつれきの高まりを踏まえ、迅速で実効性のある対応を目指し、行政や狩猟者などが対応方針や法的判断などを現場で対応できるよう、より一層、関係機関との連携強化を進めてまいります。

以上です。

○丸岩浩二委員 今答弁をいただきました。私は、冒頭にも言いましたけれども、現状について大変憂慮しております。今、即効性を持って何か取り組まなくてはならない重要課題であるということ、もちろん認識をいただいていると思いますが、それが電気柵だったり、ゾーニングだったり、ハンターの育成だったり、もしくは、新たな取組が何か必要ではないかと。ただ、答弁を聞いていると、具体的な政策であったり、その思いというのがちょっと伝わってこないなというのが私の感想であります。

御存じのとおり、私の選挙区である南区は、ヒグマの目撃情報が常に絶えない地域でありまして、住民の皆さんから不安な声を常に聞いております。子どもたちが外で遊べない、また、被害に遭った御遺族の方の自宅を訪問して、その悲しい胸のうちの聞こせていただいたこともあります。こうした現実が理事者の皆さんにも伝わっているのかなというふうに思うわけであります。

今まさに何かをしなきゃいけないという危機感をしっかりと共有していただきたいなと思います。だからこそ、人への投資というのが今必要だということを指摘させていただきたいと思います。

次に、予防効果としてのあつれき解消への投資についてです。

先日の代表質問において、知事から、ゾーニング管理導入の重要性を認識する旨の答弁があり

ました。

ゾーニングとは場所を分けるということであり、森林や市街地などの場所によってヒグマとの関わり方を考えていくものでありますが、現行のヒグマ管理計画には一切この記載がありません。

ヒグマの目撃情報が多発している札幌市では、今年、「さっぽろヒグマ基本計画2023」を策定し、ゾーニングの考え方に基づく施策の推進を公表いたしました。

そこで、道ではゾーニング管理の導入についてどう進めるのか、伺います。

**○竹本自然環境局長** ゾーニング管理についてであります。人の生活圏とヒグマの生息域を幾つかのゾーンに区分し、それぞれ適切な対応と対策を行い、すみ分けを目指すゾーニング管理の取組は、人里出没などの緊急時のみならず、平時の有害捕獲を迅速かつ的確に判断することが可能となるなど、ヒグマ管理に有効な手法でございます。

道としては、ヒグマ保護管理検討会において、ゾーニング管理の在り方の検討を始めることとし、地域の生息数や出没状況などのデータを有効に活用し、有識者や市町村の意見を聞きながら、また、優先的に取り組むべき地域なども考慮して、必要な情報提供など、市町村が取り組みやすい形での導入に向け、検討を進めてまいります。

以上です。

**○丸岩浩二委員** 同じく代表質問で、知事からは、春期管理捕獲の強化に向けた検討を進める旨の答弁もありました。

今年から実施をした春期管理捕獲の実績は20頭程度の捕獲にとどまっており、平成2年まで実施をしていた春グマ駆除と比較しても、その効果は極めて限定的であったと言わざるを得ません。

そもそも、ヒグマ猟は危険性を伴うだけではなく、体重が何百キログラムにもなるヒグマの運搬と迅速な解体処理の必要性、さらには、昨今の物価高騰による、先ほども言いましたけれども、銃弾のコスト高なども相まって、ハンターからすれば全く割の合わない作業であると言えます。また、そういった話を地域の猟友会の方からも多く聞いております。よって、ハンターに対するインセンティブ、つまり、手当や報奨金などの支給は捕獲効果が期待できる取組と考えますが、一方で、そもそも捕獲体制の環境整備が必要との声もありますし、道の施策としては、エゾシカ緊急対策交付金のように、市町村が実施をする事業へのインセンティブ措置との均衡を考慮しなければなりません。

道では、今回の春期管理捕獲の課題はどこにあったと考えているのか、また、その課題解消に向け、どう取り組むのか、伺います。

**○竹本自然環境局長** 春期管理捕獲についてであります。本年5月に実施主体であります市町村に行ったアンケートでは、春期管理捕獲について、「今後も継続するべき」との回答が88%を占めている一方、今後の実施についての意向は、19%が「実施したい」、49%が「今後検討」との回答であり、実施に当たっての課題としては、「関係者の調整が難しい」、「経費不足」が、

【第1分科会 10月2日 第3号】

それぞれ36%、35%となっております。

また、8月28日に開催したヒグマ保護管理検討会では、春期管理捕獲に関する課題や必要な取組などについて、専門家からは、ヒグマの増加力を止めることが急務であり、残雪期の捕獲として確立させていくことが大切、ヒグマを捕獲しても収入にならず、ガソリン代や弾代も要する中で、ボランティア的に狩猟者に出動してもらうのは難しい、捕獲従事者へ金銭的なインセンティブを付与し、大規模にやらなければ進まない、市町村に対して実施の意義などのPRや働きかけを強化すべき、地域によって状況は異なるので、地域に合った取組が必要といった御意見をいただいたところです。

現在、改めて、市町村に対しまして、春期管理捕獲の実施に当たっての課題や支援の在り方などについて調査を行っているところであり、今回の調査結果を踏まえ、春期管理捕獲の強化に向けた効果的な方策について、具体的な検討を速やかに行ってまいります。

以上です。

**○丸岩浩二委員** 昨今のヒグマ目撃情報の増加や事態の緊急性を踏まえると、このまま来年度の当初予算までに新たな対策を講じないということは難しいのではないかとこのように考えております。

ヒグマ対策は、これまで計画に基づいて実施をしてきたものでありますので、新たな対策を講じるのであれば、計画の見直しが必要でありますし、道は、早急にその見直しの考え方を示す必要があります。

一方で、計画の見直しを待っているのは現在の緊急事態に対処できないこととなりますから、現行計画で位置づけている取組を前倒しして、できるものは全て取りかかり、そのために必要な予算は早急に措置すべきと考えます。

あつれき解消への投資は、先ほどの人への投資と異なり、ヒグマが出てくる前に対処するという予防的な意味合いであります。道民の生命や財産を守るための予算は、時期を問わず、最優先で措置すべきと考えます。無策であってはこの問題はさらに深刻化をしていくばかりであります。

道は、今年度の緊急対策の必要性についてどのように認識をし、今後のヒグマ対策にどう取り組むのか、伺います。

**○竹本自然環境局長** ヒグマ対策についてであります。道では、人とヒグマのあつれきがかつてないほど高まり、危機的な状況に直面しているという認識に立ち、専門家の意見や市町村への調査も参考にして、早急にできる限りの対策に取り組んでいく必要があると考えておまして、振興局の体制の検討や、ハンターの育成を含めた春期管理捕獲の強化に向けた検討を速やかに進めてまいります。

以上です。

**○丸岩浩二委員** 最後に、ヒグマ管理計画についてであります。

令和4年3月に策定をした計画ではありますが、今のヒグマの現状には対応し切れていない、

見直しの必要な部分が見えてきたように思います。議会議論を踏まえた上で策定をした計画であっても、根拠となった考え方やその情勢が変化をすれば、取組も変わることは決しておかしいことではありません。道民の皆様のためにも必要な見直しは随時行っていくべきであり、我々道議会もその判断を尊重し、議会議論を重ねていく必要があります。

代表質問で、知事は、ヒグマ管理計画の見直しも視野にと答弁をされました。

道では、計画の見直しについて、今後どのような考え方で検討を進めていくのか、部長にお伺いをします。

**○加納環境生活部長** ヒグマ対策についてであります。道では、人とヒグマとのあつれきがかつてないほど高まり、危機的な状況に直面しているという認識に立ちまして、体制の検討や春期管理捕獲の強化に向けた検討を進めますとともに、ヒグマ管理の方向性を示すヒグマ管理計画についても検討を進めることが必要と考えてございます。

このため、ヒグマ保護管理検討会において指摘されておりました、個体数調整の在り方やゾーニング管理についての具体的な考え方、さらに、新たなあつれきの指標の設定など、特にヒグマの増加を止めるための施策と地域対応力の強化が重要であるとの観点から、ヒグマ管理計画の充実に向けた見直しも視野に、抜本的な対策強化に取り組んでまいります。

**○丸岩浩二委員** 本来、ヒグマと人間というのは共存共生していくべきものであります。しかし、今、出沒や頭数も増加をして住民を脅かすような存在となっているのも現実であります。実際、私の娘が通う大学も出沒によって臨時休校となり、子どもたちの授業、そういったものにも影響が出ております。

今回の定例会を見ても、8年前は私一人で質問していたような感がありますが、今、多くの会派、また議員の方々がヒグマ対策を取り上げており、まさに状況の深刻さが伝わっているのではないかと感じております。

今回は時間がないので、質問はこの程度にとどめますが、会派として、ヒグマ対策については、引き続き、まさに事態をしっかりと注視しながら、実効的な対応を求めていきたいというふうに思っています。

また、ヒグマ対策は、道民の生命と財産を守るという、知事公約の中でも一番の最重要課題であります。このことについては、知事に直接お伺いをし、今後の対応を求めたいと思いますので、久保秋委員長のお取り計らいをお願い申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

**○久保秋雄太委員長** 丸岩委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

菅原和忠君。

**○菅原和忠委員** お疲れさまです。

私も、通告に従いまして、おおむね3点について質問していきたいと思っております。

まず最初に、ヘイター対策についてお伺いします。

【第1分科会 10月2日 第3号】

この間、会派及び会派の所属議員は、様々な人権施策問題などについて、定例会や委員会等を通じて議論してきました。道としても取組などを進めています。難しい課題などもあり、さらなる取組、施策の推進を求めているというふうに思っています。

ヘイター対策について、ネット上では、匿名性が高いことから、SNSやニュースへのコメントなどで、攻撃的、差別的、過激な言論があふれています。このような言論は、人を死に追い詰めることもある一方で、投稿者が罰せられることはまれで、言わば無法地帯です。

北海道人権施策推進基本方針で、インターネット上の人権侵害が項目立てられ、啓発に取り組んでいますが、あえて投稿する人にはどれだけ啓発しても効果はありません。しかし、投稿に反応する人がいなければ、言論はヘイター内にとどまり、やがてフェードアウトしていきます。

まずは、攻撃された側が投稿に反応しないことが重要であり、このことをどう周知していくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 道民生活課長本田晃君。

○本田道民生活課長 インターネット上の人権侵害への対応についてであります。SNSなどネット上では、誹謗中傷などの人権侵害の事例が後を絶たず、こうした行為にネット上で反応することが、差別的言動をエスカレートさせる場合がありますことから、冷静な対応が必要と考えております。

道といたしましては、今後実施を予定しておりますネットリテラシーセミナーなどの人権啓発の取組や各種広報媒体、ホームページ等を活用し、ネット上の誹謗中傷行為への注意喚起や、相談窓口の紹介に取り組むとともに、ポスターやチラシを公共施設に掲示するなど、多くの方に見ていただける方法により、人権侵害を受けた場合の適切な対応の周知に努めてまいります。

○菅原和忠委員 ヘイターの活動は、ネット上にとどまらず、デマを含んだチラシをまく、攻撃的な内容を含んだ文書を送りつける、悪質なケースでは、若者の支援活動をしている団体の活動場所に押しかけて妨害され、活動の中止や縮小に追い込まれるケースもあります。危害とまではいかない場合は道警では対応できません。

このような嫌がらせに対し、どのように対策をするのか、伺います。また、このような場合の相談体制は確立されているのか、伺います。

○本田道民生活課長 人権侵害行為への対応についてであります。人権侵害は、家庭、学校、職場、事業活動など、社会生活のあらゆる場面で形を変えて重層的に繰り返して起こり得るものと認識しております。

道といたしましては、引き続き、国や民間団体などを含め、人権に関する様々な相談窓口を周知し、その活用を促すとともに、人権侵害が疑われる事案について相談があった場合には、国の人権擁護機関などに速やかに連絡を取り、緊密に連携しながら、適切な措置が図られるよう、一体となって対応してまいります。

○菅原和忠委員 次に、ヘイターにならないための啓発についてですが、ヘイターをなくすことは人権施策を推進する上で大変重要であります。しかし、ヘイターを出現させないことは大変難

しく、多くの人々が傷つき、時には死を選択せざるを得ない状況となっています。

北海道人権施策推進のためには、ヘイターを増やさないことが重要であります。今後、道としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 暮らし安全局長佐藤圭子君。

○佐藤暮らし安全局長 人権侵害への取組についてでございますが、人権を侵害する差別的言動は、その対象とされた方々の尊厳を著しく傷つけ、また、周囲に差別意識を拡大させることになりかねず、あってはならないものと認識しております。

道といたしましては、引き続き、家庭、学校、地域社会、企業など、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を進めるとともに、加害者を生まないために開催する対策セミナーにおいて、侮辱罪の厳罰化などを紹介し、人権侵害行為への注意を喚起していくほか、相談が寄せられました場合には、国や道警察など関係機関と連携して適切に対応していくことを広く発信する方法により、意図的な人権侵害行為を起こさせない取組を進めてまいります。

以上でございます。

○菅原和忠委員 待ちの姿勢ではなくて、前に進めるといった姿勢が、本当に今おっしゃられたことが非常に重要だと思いますので、引き続き、そういった体制を道庁内でもしっかりと確立することをお願いしておきたいなと思っています。

次に、北海道百年記念広場についてお伺いいたします。

百年記念塔は、平成30年12月に策定された、ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想によって、利用者の安全確保や将来世代への負担軽減等の観点から、解体もやむなしと判断し、その跡地には新たなモニュメントを設置することと決定されました。実際に、記念塔は今年の春までに地元の皆さんに惜しまれながら解体されました。

一方、新たなモニュメントは、昨年5月から有識者懇談会が発足して、公募をするとともに、今年8月1日には6候補に絞られ、最終選定が行われているところであります。

今後の百年記念塔周辺の新たな構想などについて伺ってまいります。

平成30年に策定された、ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想では、今後の方向性について、周辺の利用も含め、新たなモニュメントの設置と周辺広場は自由に散策できるなど広く開放された交流空間とするため、利用の規制緩和に向け、利用者や有識者の意見を聞くなど検討を行うとともに、安心して利用するための施設の安全性向上に努めるとしてまいりました。

具体的には、この間、どのように検討されてきたのか伺うとともに、周辺整備を含め、公開までのスケジュールなどについてお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 文化振興課長越田習司君。

○越田文化振興課長 利用規制の緩和に向けた取組などについてでございますが、道では、ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想に掲げる目指す姿の実現に向け、その取組の方針となる「野幌森林公園エリアの活用」を本年3月に策定したところでございます。

この方針の策定に当たっては、幅広く道民の皆様に意見募集を行うとともに、サウンディング



【第1分科会 10月2日 第3号】

型市場調査などを通じ、民間事業者から様々なアイデアを聴取するなどしてきたところであり、令和9年度までの対象期間において、本方針に基づく取組を推進してまいります。

○菅原和忠委員 平成30年に、記念塔の解体と新たなモニュメントの設置について決定をしましたが、記念塔の解体が今年終了し、新たなモニュメントの設置と周辺整備後の公開が5年後とは、政策決定から10年とあまりにも時間が経過しています。この遅れの原因についてお伺いいたします。

○越田文化振興課長 北海道百年記念広場の整備などについてであります。百年記念塔については、令和2年に解体に係る実施設計費を計上した後、令和3年に実施設計を行い、工事内容等を精査の上、道議会において解体に係る予算や工事請負契約の締結について議決をいただき、令和4年から解体に着手しております。

その跡地に設置する新たなモニュメントについては、外部の有識者から成るモニュメント設置に関する懇談会を立ち上げ、デザインの選定に向け、取り組んでいるところでございます。

今後は、デザインを決定し、制作、設置に向け、費用の積算について、安全性などの観点も踏まえながら進めていくこととしており、このモニュメントを含む北海道百年記念広場の環境整備などについては、「野幌森林公園エリアの活用」に基づき、取組を進めているところでございます。

○菅原和忠委員 新たなモニュメントについてお伺いいたします。

現在選定が行われている新たなモニュメントについては、はるか太古から連綿と続く北海道の歴史、文化と、今日の北海道を築き上げてきた幾多の先人の思いを引き継ぐとともに、お互いの多様性を認め合う共生の立場で、未来志向に立った将来の北海道を象徴する役割を担うものとするとのことでもあります。

新たなモニュメントの提案者がコンセプトについて説明するとそうなるのかもしれませんが、実際に設置をして、訪れた人たちがどのようにして制作意図を知るのか、説明書きなどを設置すべきと考えますが、お伺いいたします。

○越田文化振興課長 モニュメントの設置目的などについてであります。モニュメントの設置目的については、平成30年に策定した空間構想のほか、「野幌森林公園エリアの活用」やモニュメントデザインの募集要項などにより広く公開しているほか、現在選考を行っているモニュメントデザインについては、1次審査を通過した6作品について、提案者の考えるコンセプトを道のホームページ上で公表しているところでございます。

モニュメントについては、提案者の意図が尊重されるよう、制作、設置していくこととしており、今後は、有識者懇談会の最終審査を経て決定するモニュメントデザインについて、その設置目的やコンセプトを改めて公表するなど、その周知にも努めてまいります。

○菅原和忠委員 新たなモニュメントは、解体された百年記念塔が100メートルあったのに対して、10メートルの高さのモニュメントだといいます。

100メートルに対する広場と10メートルに対する同じ広さの広場では、訪れた人々の受け止め

には大きな違いが生ずると思いますが、現状の広場の取扱いについては、整備などを含め、どのように考えているのか、伺います。

○越田文化振興課長 百年記念広場についてであります。豊かな森林を背景とするこの広場については、家族や仲間と楽しむことができる憩い、にぎわいのある空間を創出するため、新たなモニュメントの設置や、子どもたちが水に親しむことのできる噴水への改修といった環境整備、犬の連れ込みや火気の使用といった利用規制の緩和、キッチンカーの誘致や近隣の大学等と連携した催しの開催といったイベントの誘致など、「野幌森林公園エリアの活用」に基づき取り組んでまいります。

○菅原和忠委員 私は、2018年の第3回定例会の一般質問でも求めたわけではありますが、百年記念塔があったあかしというか、当時の人々の努力と様々な思いなどが分かる施設、建設された経過などを何らかの方法で後世に伝える施設も設置すべきと考えていますが、所見をお伺いいたします。

○越田文化振興課長 百年記念塔への思い出などの保存についてであります。道では、百年記念塔に親しみを抱いていただいた方々の思いを引き継ぐことなどを目的に、記念塔を発展的に継承した未来へとつながる北海道を象徴する新たなモニュメントを設置することとしているほか、記念塔に掲示されていたレリーフや解体材の一部を保存、展示するなど、その思い出や記憶の保存に取り組んでまいります。

○菅原和忠委員 最後になりますが、環境整備として、正面広場に家族や仲間と楽しめるバーベキューエリアの整備を予定しているとのことであります。

札幌市内では、バーベキューを楽しめるエリアが少なく、大変喜ばれることだというふうに思いますが、どれほどの規模を予定しているのか、お伺いいたします。

○越田文化振興課長 バーベキューエリアについてであります。バーベキューエリアについては、道立自然公園である野幌森林公園内の自然環境や野生動物に影響を及ぼさないよう配慮する必要があることから、他の公園施設における取組事例などの把握に努めているところであり、先行事例における課題等も踏まえながら、正面広場へのバーベキューエリアの整備に取り組んでまいります。

○菅原和忠委員 百年記念塔があったあの広場には、私も、三十数年前に子どもたちを連れて日曜日によく遊びに行っていました。当時、本当に多くの家族連れが楽しんでいるという状況で、あのにぎわいをまたどうにかして取り戻せないかなというのが一番の思いであります。

今回、新たなモニュメントを造って周辺の整備が行われるということでもありますから、再び多くの道民が集えるような場所を新たな計画も含めて検討されながら、人を集める、そんな施設にしていきたいというふうに思います。

次に、野生鳥獣対策について伺います。

先ほど丸岩委員のほうからも質問がありまして、重複するかと思えますけれども、改めてお聞きをしたいと思います。

【第1分科会 10月2日 第3号】

最初に、エゾシカ、ヒグマ、アライグマの生息数の推移などについて、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 野生動物対策課長小島宏君。

○小島野生動物対策課長 エゾシカなどの推定生息数についてであります。エゾシカは、南部地域を除き、平成23年度に過去最高の77万頭に増加した後、平成30年度に65万頭まで減少しましたが、令和元年度から再び増加の傾向にあり、令和4年度は72万頭となっております。

ヒグマは、生息数の推計に幅がありますが、その中央値は、平成2年度が5200頭、平成26年度が1万500頭、令和2年度には1万1700頭と増加の傾向にあります。

アライグマは、夜行性で小型なため、確認が難しいことなどから、現時点では推定が困難であります。生息が確認された市町村は令和4年度末で164となっており、道東や道南の一部などを除き、ほぼ全道に分布が拡大しております。

○菅原和忠委員 それでは、エゾシカ、ヒグマ、アライグマの捕獲数の推移などについてお伺いしたいと思います。

○小島野生動物対策課長 捕獲数についてであります。エゾシカの捕獲数は、平成24年度に14万4000頭と過去最多となった後、13万頭前後で推移しておりましたが、平成30年度の国有林での誤射事故による入林規制の影響などから、令和元年度に10万7000頭まで減少した後、入林規制の解除などにより捕獲数は増加し、令和4年度は8月の速報値で14万1000頭となっております。

ヒグマの捕獲数は、昭和40年代は500頭から600頭、昭和50年代と60年代は400頭から500頭で推移し、平成初期には200頭から300頭と段階的に減少しましたが、それ以降は増加の傾向が続き、令和3年度は統計上最多の1056頭となっております。

アライグマは、平成8年度に初めて9頭が捕獲されて以降、増加し、平成27年度には1万頭を超え、令和2年度には2万5806頭で過去最高となり、令和3年度には2万5371頭となっております。

○菅原和忠委員 次に、適正と言える生息数について伺います。

道が目標としている捕獲数について、エゾシカとヒグマについては、地域ごとの適正生息数や捕獲目標を持っていると思いますが、それらの捕獲実績も含めてお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 エゾシカ担当課長高杉聖君。

○高杉エゾシカ担当課長 適正な生息数などについてであります。エゾシカは、正確な生息数を算出することが困難であることから、基準年とした平成23年度を100とする指数により管理しており、推定精度が低い南部地域を除き、東部地域は37.5、北部と中部地域はそれぞれ25.0とする個体数水準を定めております。

また、エゾシカの捕獲目標は、捕獲推進プランにより地域ごとに定めており、令和3年度の目標と捕獲実績は、東部地域で、目標が7万5000頭、実績が6万8000頭、北部地域で、目標が3万7000頭、実績が2万6000頭、中部地域で、目標が4万4000頭、実績が4万2000頭、南部地域で、目標が7000頭、実績が7000頭となっております。

一方、ヒグマは、目標とする生息数は定めておりませんが、各地域個体群ごとに計画期間中の雌捕獲数の上限を定めて管理しており、令和3年度の捕獲実績は、渡島半島地域が187頭、積丹・恵庭地域が47頭、天塩・増毛地域が36頭、道東・宗谷地域が492頭、日高・夕張地域が294頭となっております。

○菅原和忠委員 次に、アライグマの状況について伺います。

道では、アライグマによる被害対策として、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく防除の実施や、市町村の担当職員や防除実施者などを対象としたアライグマ研修会など、各種対策を実施し、長期的な目標であるアライグマを野外から排除するための総合的なアライグマ対策を実施しています。

多くの農作物に被害をもたらしているアライグマを効果的に捕獲するため、道は、春の捕獲を推進していますが、その実施状況や実績について伺います。

○小島野生動物対策課長 アライグマの春期捕獲についてであります。道では、アライグマの個体数削減に向け、出産や子育ての時期で捕獲効果の高い3月から6月までの4か月間を春期捕獲推進期間として設定し、市町村に対して積極的な捕獲を促しております。

この期間中の捕獲は、春期捕獲の取組を始めた平成27年の1912頭以降、年々増加の傾向にあり、令和4年には1万1443頭と、この8年間で約4倍に増加しております。

○菅原和忠委員 アライグマについては、適正な生息数にしようと数の管理を行うのではなく、道内の生態系等への影響を排除するため駆除を行っていますが、生息数の減少とはなっておらず、逆に生息域は拡大しています。

直接的な人間への攻撃等はなく、また、存在の確認が難しいことから、駆除の効果も厳しいものとなっているのではないかと思います。対策の抜本的な見直しが必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 自然環境局長竹本広幸君。

○竹本自然環境局長 アライグマ対策についてであります。道では、これまで、外来種であるアライグマの根絶を目指し、市町村等と連携した春期の集中捕獲を推進するとともに、捕獲技術研修会や被害対策協議会を開催し、人材育成や先進事例の共有など、様々な対策に取り組んできておりますが、繁殖力が強いアライグマの生息域は拡大し、農業被害も増加しており、より実効性の高い対策が必要と認識しております。

このため、道では、本年3月に、地域での効果的、効率的な捕獲を支援するためのアライグマ捕獲プログラムを道立総合研究機構と共同で策定したところであり、今後、様々な機会を活用し、このプログラムを市町村へ普及するとともに、近隣市町村が連携し、広域的に展開できるよう、アライグマ対策の一層の強化に取り組んでまいります。

以上です。

○菅原和忠委員 アライグマについては、エゾシカなどと違って、数を管理するということではなくて、言い換えれば、絶滅させるというのが最終的な目標であって、今の捕獲数の多さという

【第1分科会 10月2日 第3号】

のは、生息数の多さに匹敵するような状況だというふうに思いますから、取組の強化を図っていただき、排除していく、そのための対策をぜひともお願いしたいと思います。

次に、ヒグマとエゾシカについてお伺いします。

先日の新聞では、環境省と農林水産省は、生態系や農作物に深刻な被害をもたらしている鹿について、生息数を2011年度比で半減させる目標を、今年度から2028年度に5年間先送りすることを決めたといっています。

北海道のエゾシカは、一時減少傾向にあったものの、昨年度には推定72万頭と、近年は増加傾向にあり、目標の39万頭から大きく隔たっています。

国が目標を定めている全国の鹿の削減数について、道はどのように受け止めているのか、お伺いいたします。

**○高杉エゾシカ担当課長** 国の削減目標についてであります。平成25年度に環境省と農林水産省では、抜本的な鳥獣捕獲強化対策として、令和5年度のエゾシカを含む全国の鹿の個体数を平成23年度比で半減となる155万頭とする目標を掲げております。

全国の令和4年度時点の鹿の減少数は16万頭で、目標とする個体数には、さらに139万頭の減少が必要であり、全国的にもさらなる捕獲対策の強化が必要と認識しております。

道といたしましても、国の対策と整合を図りながら、エゾシカ管理計画の目標達成に向けて取り組んでまいります。

**○菅原和忠委員** エゾシカやヒグマについては、昨年春に策定されたそれぞれの管理計画に基づいて捕獲を行っているかと承知しています。

ヒグマは、近年、農業被害を拡大させ、人家に近いところにも出没し被害も出ています。場合によっては、緊急の対策も必要となっています。一方、エゾシカは、数が拡大傾向で、全道的に捕獲の体制を強化しなければなりません。

ヒグマ、エゾシカの捕獲の方法と利点等について伺います。

**○高杉エゾシカ担当課長** 捕獲の方法などについてであります。エゾシカは、令和3年度の捕獲実績14万3000頭のうち、88%が銃猟、12%がわな猟によるもので、ヒグマは、令和3年度の捕獲実績1056頭のうち、54%が銃猟、46%がわな猟によるものです。

それぞれの利点などについてですが、銃猟は、動物の動きに対応した捕獲が可能ですが、安全確保のため、市街地付近や夜間の使用制限があり、また、わな猟は、昼夜を問わず使用が可能ですが、捕獲に至るまで時間を要するなどの特徴があります。

**○菅原和忠委員** さきの代表質問では、ヒグマ対策について、全道的な対応力の強化を図るため、地域の窓口として、14振興局の環境生活課が現場での情報を収集した上で、効果的な対応を図る仕組みの構築や専門的知識を有する職員の配置を含めた振興局の体制を検討するほか、ヒグマ管理計画の見直しにも言及をしています。

この答弁は、具体的にどう対応しようとしているのか、詳細についてお伺いいたします。

**○竹本自然環境局長** 振興局の体制などについてであります。人里周辺への頻繁な出没など対

応が難しい事案が生じた場合には、地域の窓口として振興局が現地へ赴き、現場の状況や課題等を把握し、本庁ヒグマ対策室と情報を共有しながら、迅速かつ効果的な対応を講じることができるような仕組みの構築を検討することとしております。

また、国が主催する研修を積極的に職員に受講させるなど、専門的知識を有する職員の確保に努め、適材適所の配置に配慮するなど、振興局の体制の充実に向けて検討することとしています。

ヒグマ管理計画については、ヒグマ保護管理検討会において、個体数調整の可能性とその在り方やゾーニング管理の具体的な考え方などについて検討を進めていくこととしていたところであり、道としては、こうした検討を早急に進め、計画の充実に向けた見直しも視野に取り組んでいくこととしています。

以上です。

○菅原和忠委員 次に、ハンター数の推移についてお伺いいたします。

ハンターの高齢化に伴う引退や成り手不足などにより、ハンター数が減少し、ヒグマやエゾシカの駆除に対する先行きの懸念から、道としてもハンター数の増加に向けた取組などを実施してきたと承知しています。

道内の狩猟免許所持者数はどのように推移しているのか、年代別の状況と併せて伺います。

○小島野生動物対策課長 狩猟者数の推移についてであります。本道の狩猟免許所持者は、昭和50年代には2万人を超えていたものの、その後は減少し、平成18年度には8535人で過去最少となった後、増加傾向に転じ、直近となる令和3年度末時点では1万1883人となっております。

また、免許所持者を年代別に見ますと、60代以上の方の割合が、平成18年度以降、40%台で推移している一方、40代以下の方は、平成18年度の24%から令和3年度では44%へと増加しており、比較的若い世代においては増加の傾向となっております。

○菅原和忠委員 ヒグマによる人身被害の多くは、ヒグマの捕獲の際の事故によるものが多いと言われております。山に入る際に、猟銃はケースに入れた状態であり、場合によっては、急なヒグマの襲撃には、銃の準備などに時間がかかり、発砲が間に合わず、受傷するおそれがあります。

このような事故を防止するため、ヒグマの捕獲を行う際は、ハンターにヒグマ撃退スプレーを携行させるべきではないかと考えますが、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 ヒグマ対策室長井戸井毅君。

○井戸井ヒグマ対策室長 ヒグマ撃退スプレーについてであります。道では、ヒグマから身を守る手段としてヒグマ撃退スプレーは有効と考えており、捕獲従事者の方も含めて、野山に入られる際には携行することを推奨しているほか、市町村職員や関係団体などを対象とした研修会において、実際にスプレーを使用してもらうなど、効果的に活用されるよう努めているところでございます。

以上です。

○菅原和忠委員 自衛隊、警察の役割について伺います。

【第1分科会 10月2日 第3号】

現在、ヒグマ等の捕獲に対しては民間のハンター任せとなっていますが、将来的なハンター数の確保も確実とは言えず、捕獲体制の維持に不安を感じています。また、砂川での事件なども、ハンターのやる気をそぐ可能性もあります。

将来を見据えて、日常的な狩猟、許可捕獲とは別に、緊急性のあるときには警察や自衛隊に要請することを検討すべきと考えますが、所見を伺います。

**○井戸井ヒグマ対策室長** 自衛隊及び警察についてであります。自衛隊につきましては、過去の国会答弁で、鳥獣の捕獲に関して、猟銃等を使用した鳥獣駆除の訓練を実施していないこと、猟銃のノウハウを有していないことから、現状、困難な事情がある旨、示されております。

また、警察につきましては、警察庁の通知において、「警察官職務執行法第4条第1項の活用により熊の駆除を積極的に推進できるとまでは言えないが、現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合には、警職法第4条第1項を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官がハンターに対し猟銃を使用して住宅街に現れた熊を駆除するよう命じることは行い得るものと解される。」とされているところです。

なお、道警察とは、住民の安全を守る観点から、各振興局に設置する地域対策協議会や市街地出没を想定した対応訓練へ参加いただくなど、日頃から連携の強化に努めているところでございます。

以上です。

**○菅原和忠委員** 次に、捕獲個体の適正処理について伺います。

エゾシカ捕獲後の捕獲個体や解体残滓の処理がハンターの負担となっていて、捕獲場所での放置や不適切な処理につながっていると伺います。実際にも、知り合いのハンターからはこの問題が指摘されていて、証拠の写真だけ撮影して、その後、放置や不適切な処理の実態があると心配されていました。

道として、捕獲個体の不適切な処理等についてどう把握されているのか伺うとともに、実効ある対応にどう取り組むのか、伺います。

**○高杉エゾシカ担当課長** エゾシカの捕獲個体の適正処理についてであります。道では、振興局、警察や森林管理者などによる合同での狩猟パトロールや、全道に284名配置している鳥獣保護監視員による可猟区域への巡回、国有林、道有林の職員からの通報などにより、不適切処理の把握に努めており、令和4年度はエゾシカの残滓放置などの違反行為を13件確認し、警察に通報したところであります。

今後とも、パトロールや巡回に努めますとともに、狩猟免許の更新講習や、振興局ごとに設置している鳥獣対策連絡協議会などの場において、猟友会の方々や捕獲従事者に対し、指導を徹底するなど、不適切処理の防止に取り組んでまいります。

**○菅原和忠委員** 最後になりますが、狩猟を行うためには、毎年、狩猟税を納めることが必要ですが、現在、鳥獣被害防止特措法に基づき、道内の市町村の鳥獣被害対策実施隊に所属する対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業者の従事者には狩猟税は課せられておりません。

また、狩猟者登録を申請する日の前1年以内に鳥獣保護管理法の捕獲許可を受けた方やその従事者の狩猟税の税率は2分の1となっています。

この特例措置は来年の春で終了することとなると承知をしていますが、今後の見込みについて伺います。

○小島野生動物対策課長 狩猟税についてであります。対象鳥獣捕獲員などが受ける狩猟税の減免措置は、野生鳥獣の捕獲の担い手確保を目的として、平成27年度の税制改正で、平成31年3月31日までの時限措置として創設され、その後、平成31年度の税制改正で、5年間の延長措置が取られたものでございます。

延長措置は令和6年3月31日をもって期限を迎えますが、環境省では、令和6年度税制改正で、さらなる5年間の延長を総務省に対し要請しているものと承知をしております。

狩猟税の減免措置は、本道における鳥獣対策の担い手確保や農業被害対策にも有効であると考えており、道では、本年6月、国から都道府県への意向調査におきましても、継続延長を要望していたところでありまして、引き続き、国の動向を注視してまいります。

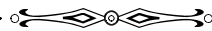
○菅原和忠委員 ただいま野生鳥獣対策について伺ってきましたが、この問題につきましては、知事に改めてお伺いしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願いします。

以上で質問を終わります。

○久保秋雄太委員長 菅原委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後2時21分休憩



午後2時22分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境生活部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

林祐作君。

○林祐作委員 それでは、早速、世界に羽ばたくアスリートの発掘と育成についてお伺いをさせていただきます。

近年のどさんこアスリートの活躍は目覚ましいものがあり、8月の陸上世界選手権では、やり投げの決勝で、私の地元・旭川の北口選手が4位で迎えた最終6投目に大逆転をして初優勝し、陸上でのパリ五輪代表内定第1号となったことは記憶に新しいところでございます。

このように、国内外の大規模な大会でのどさんこアスリートの熱い戦いは、道民に勇気と感動を与えてくれるものです。

世界で活躍するトップアスリートは、若年期から素質を見いだされ、トレーニングを積み重ねていくことが必要と考えますが、道におけるアスリートの発掘、育成に関して、以下、伺ってまいります。



【第1分科会 10月2日 第3号】

初めに、道では、本道の地域特性を生かした冬季競技について、ジュニア世代を対象としたアスリートの発掘・育成事業を行っていると同っておりますが、事業の概要についてお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 スポーツ振興課長松井直樹君。

○松井スポーツ振興課長 アスリートの発掘・育成事業についてでございますが、道では、積雪寒冷といった本道の自然環境の優位性を背景に、冬季競技を対象として、有望なジュニア選手を発掘し、育成することを目的とした、北海道タレントアスリート発掘・育成事業に平成26年度から取り組んできたところでございます。

対象となる種目は、募集・選考の結果、カーリング、スケルトン、バイアスロンの3競技とし、毎年、測定会等で選考されたジュニア選手を、競技ごとに道内数か所に分けて、元オリンピック選手などの専門的な指導を定期的を実施するほか、アスリートとしての幅広い知識や技術を身につけるための合宿を行うなど、ジュニア期からの中長期的な観点に立って継続して育成に取り組んでいるところでございます。

○林祐作委員 この事業を通じたこれまでの選手の活躍など、発掘、育成の実績についてお伺いいたします。

○松井スポーツ振興課長 これまでの実績についてでございますが、この事業には、これまで、59名が在籍し、そのうち26名が各競技団体の強化指定選手に選出されております。特に、カーリングに関しては、2020年のユースオリンピック冬季競技大会におきまして銀メダルを獲得したほか、近年も、日本ジュニア選手権、全国高等学校選手権大会で優勝するなど、国内外の競技大会で好成績を収めております。

また、育成期間終了後におきましても、日本のトップチームに所属し、活躍しているなど、一定の成果を上げているところでございます。

○林祐作委員 続いて、カーリングについてお伺いをします。

カーリングは、ロコ・ソラーレをはじめ、道内選手の活躍により、今や国民に広く知られる冬季競技の一つとなり、北海道はカーリングの強豪地域となったと言えます。こうした結果が得られるまでの間、選手たちの努力はもちろんのこと、関係者の支援などもあったものと考えます。

本道におけるこれまでのカーリングの競技力向上に向けた取組についてお伺いいたします。

○松井スポーツ振興課長 本道のカーリングへの取組についてでございますが、本道のカーリングは、昭和52年に池田町におきまして、カナダから講師を招聘してカーリング講習会が開催されたことが始まりとなり、昭和56年には北海道カーリング協会が設立され、カナダ・アルバータ州からコーチの招聘やアルバータ杯カーリング大会の開催など、継続した交流が行われ、カーリングの競技力向上や普及につながったところでございます。

練習環境では、昭和63年に全国唯一の屋内カーリング場が北見市常呂町に誕生し、その後、道内各地域においても施設が整備されております。

また、道におきましても、平成25年度から平成27年度までの3年間、及び、平成30年度にアル

バータ州からカーリングコーチの招聘や海外遠征を行う北海道女子カーリングアカデミーなどの事業に取り組み、アスリートの戦略的な育成強化を実施してきたところでございます。

○林祐作委員 続いて、これからの事業展開についてお伺いをいたします。

カーリングに関して、カナダが世界トップレベルの国の一つと聞いておりますが、道は、カナダのアルバータ州との間で1980年に姉妹提携を結び、スポーツ、文化など、幅広い分野で交流を深めており、2年後の2025年には姉妹友好提携45周年を迎えます。

このような関係を結んでいる地域との連携を通じて、さらなる競技力の向上や国際感覚の醸成などにつなげていくことが期待できると考えます。

この機を捉えて、カーリングを通じたスポーツ交流を行うことも必要と考えますが、道の対応について伺います。

○久保秋雄太委員長 スポーツ局長高見芳彦君。

○高見スポーツ局長 カーリングを通じたスポーツ交流についてでございますが、海外強豪チームやアスリートとの交流は、国際的な規模の大会で活躍できる選手の育成強化のみならず、世界に通じるアスリートとしての国際感覚を醸成する上で有効であると認識しております。

道においても、過去に実施した北海道女子カーリングアカデミー事業において、アルバータ州への遠征等を行い、アスリート強化に取り組んでおまして、その後、参加した選手のオリンピックでのメダルにつながったところでございます。

このように、本道におけるカーリングの競技力向上は、アルバータ州との交流の成果が大きいものと考えられますことから、今後、競技団体などと連携協力しながら、友好提携45周年に向けまして、スポーツ交流の方法や内容などについて検討してまいります。

以上でございます。

○林祐作委員 続いて、今後の取組についてお伺いいたします。

道におけるアスリートの発掘、育成は一定の成果を上げていると考えます。事業開始から今年度で10年と聞いており、一つの節目になる年と考えます。

知事は、公約の政策展開の方向性として、国際的な競技大会に向けて、どさんこアスリートの育成強化を推進することを掲げており、これからの本道のスポーツ振興のためにも、この事業を継続発展していくことが必要と考えます。

道としては、今後、冬季競技におけるジュニアアスリートの育成強化に向けた取組をどのように進めていくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 環境生活部長加納孝之君。

○加納環境生活部長 今後の取組についてでございますが、本道で生まれ育った選手が国際的なスポーツ競技会で活躍する姿は、私たち道民に夢と感動を与えますとともに、次世代を担う子どもたちにとっても大きな目標、励みになるものと考えてございます。

道では、これまで、タレントアスリート発掘・育成事業に取り組んできましたほか、本年7月には、地域のアスリート等を医・科学の面から支援することを目的とし、大学や関係機関により

【第1分科会 10月2日 第3号】

設立されました北海道スポーツ医・科学コンソーシアムに参画したところでございます。

道といたしましては、引き続き、競技団体等と連携協力をしながら、これらの取組をさらに充実させ、ジュニア期から、トップレベルにつながる戦略的な強化やスポーツ医・科学に基づいたサポートなどを通じ、どさんこ選手が国際大会で活躍できるよう取り組んでまいります。

○林祐作委員 部長、答弁をありがとうございます。

道では、昨年、知事を会長とする官民ネットワークである北海道スポーツみらい会議を立ち上げ、これまで、障がいの有無に関係なく、パラスポーツと一緒に楽しむ運動会やスポーツ医・科学のセミナーを開催するなど、様々な取組を進められてきたと承知しております。

私も、先日、エスコンフィールドで開催されたボッチャフェスに、道議会スポーツ議連チームの一員として参加しました。お子さんから御年配の方、障がいをお持ちの方まで、100名を超える方々が、パラリンピックで知名度が一気に向上したボッチャというスポーツ競技を通じて笑顔になることができました。

こういった多くの方々にスポーツを楽しんでいただける取組が重要であることはもちろんであります。本日お伺いをした、どさんこ選手が世界で活躍できるように発掘、育成に取り組んでいくことも重要と考えます。部長から御答弁をいただきましたが、どさんこ選手の活躍は、道民の皆様にも夢と感動を与えるものであり、子どもたちの大きな目標や励みになるものです。

1人でも多くのどさんこ選手が国際大会で活躍できるよう、ぜひ、これまで以上に積極的に取り組んでいただくことをお願い申し上げて、次の質問に移ります。

続いて、災害廃棄物の処理について伺います。

平成30年に起きた胆振東部地震から5年が経過しましたが、この災害では大量の廃棄物も発生し、その処理に大変な苦労があったものと推察されます。

今後も、30年以内に7%から40%の確率でマグニチュード8.8以上の超巨大地震が発生するとされている日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震のような巨大な津波をもたらす地震や、近年の異常気象によると思われる豪雨や台風の接近、上陸による水害によって、大量の災害廃棄物の発生が懸念されます。災害からの復旧、復興に向けては、こうした災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に行うことが極めて重要です。

道の災害廃棄物の対応について、以下、伺ってまいります。

災害廃棄物処理計画について、まず伺います。

道では、平成30年3月に北海道災害廃棄物処理計画を策定しておりますが、計画策定に至った経緯、及び、この計画の目的についてお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 循環型社会推進課長本間博人君。

○本間循環型社会推進課長 計画策定の経緯などについてでございますが、国では、東日本大震災などの災害を教訓に、大規模災害により生じた廃棄物を円滑、迅速に処理するため、平成27年に廃棄物処理法や災害対策基本法を改正したところでございます。

この法改正を受け、廃棄物処理法の基本方針におきまして、地方公共団体は災害廃棄物処理計

画を策定することが明記されましたことから、道におきましても平成30年3月に計画を策定したところでございます。

この計画では、災害からの早期の復旧、復興に向けまして、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進するため、発災時に道が対応すべき事項、被災した市町村が災害廃棄物を処理するために必要となる事項、関係機関の役割や備えておくべき事項などについて取りまとめており、また、市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の参考として活用されることも目的としているところでございます。

○林祐作委員 続いて、市町村における計画策定の状況についてお伺いいたします。

災害廃棄物は、一般廃棄物として市町村の事務とされています。道内で災害廃棄物処理計画を策定している市町村の推移はどのようになっているのか、全国の状況と併せてお伺いいたします。

○本間循環型社会推進課長 市町村における計画の策定状況についてでございますが、本年7月末現在、道内では69市町村が計画を策定しており、令和元年度末時点の21件から48件増加をし、全市町村に対する策定率は38.5%となっております。

一方、全国の策定率は、令和元年度末時点の51%から、令和4年度末時点で72%と増加をしております。

以上です。

○林祐作委員 続いて、計画策定等への取組について伺います。

災害廃棄物を迅速に処理するためには、それぞれの市町村が廃棄物処理計画を策定するとともに、実際に対応に当たる人材を育成することが重要と考えますが、道はこれまでどのような取組を行ってきたのか、お伺いいたします。

○本間循環型社会推進課長 市町村計画の策定などに対する道の取組についてでございますが、道では、国と連携しまして、災害廃棄物の種類、量に応じた仮置場の確保や処理体制の検討など、計画策定を促す支援事業を平成29年度から延べ279市町村で実施してきたところでございます。

また、この支援事業では、市町村の担当職員に向けまして、初動対応や住民への周知、災害廃棄物の仮置場の管理などを検討するワークショップを開催しまして、災害発生時において的確に対応できる人材育成に取り組んできたところでございます。

○林祐作委員 続いて、計画の見直しについてお伺いをいたします。

国では、今後の大規模災害を想定した北海道ブロック計画の改定に向けて作業を進めていると聞いており、道の計画についても見直しが必要と考えますが、どのように見直しを行っていくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 環境保全局長竹澤祐幸君。

○竹澤環境保全局長 計画の見直しについてであります。国では、大規模災害時に、国、都道府県、市町村などの関係者それぞれの役割分担を明確にした上で、処理体制の構築などの基本的

【第1分科会 10月2日 第3号】

事項をまとめたものとして、全国8ブロックで行動計画を策定しております。

道では、北海道のブロック計画を踏まえまして、平成30年3月に災害廃棄物処理計画を策定しましたが、昨年、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に関する地域ごとの詳細な被害想定が公表されましたことから、国では、この想定に加えまして、近年の災害廃棄物処理の課題や知見を踏まえ、北海道ブロック計画の改定に向けて現在作業中と承知しております。

国の計画改定に合わせまして、道の計画につきましても見直しを予定しており、見直しに当たっては、市町村が計画を策定する上での参考となるよう、新たな被害想定に基づく災害廃棄物の発生量を市町村ごとに算出するとともに、平時における事前の備えや非常時における円滑、迅速な処理を実現するための体制について、国の計画と整合を図りながら検討していく考えでございます。

以上でございます。

○林祐作委員 今後の取組についてお伺いをいたします。

近年、国内では、大規模災害が毎年のように起こっており、災害が発生した場合には、災害廃棄物の処理をいかに円滑に進めるかがその後の復旧、復興のスピードに大きく影響いたします。復旧、復興を迅速に行うためには、各市町村がそれぞれの災害廃棄物処理計画を策定することが重要であり、また、災害対応に当たる人材の育成や平時からの体制整備が必要と考えます。

道として、今後、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○加納環境生活部長 今後の取組についてでございますが、大規模災害の発生時に市町村が円滑に災害廃棄物を処理するためには、あらかじめ発生する廃棄物の種類や量を推計し、仮置場の配置、処理方法などを検討し、それを計画として取りまとめ、関係者間で共有することが重要と認識しております。

このため、道では、引き続き、国と連携しながら、市町村職員、関連団体などを対象に、災害発生時の初動対応や仮置場の管理運営に必要な知見を習得する研修会などを実施し、人材育成や市町村における計画策定の支援に努めてまいります。

また、市町村単独では処理が困難な災害廃棄物が発生した場合、市町村の圏域を超えて速やかに広域処理することが重要でありますことから、国や市町村との合同訓練などを通じた連携体制の強化に加え、関連団体や民間事業者との協定締結などによる協力体制を構築いたしまして、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理の推進に取り組んでまいります。

○林祐作委員 今、部長からも答弁をいただきましたが、現在のこの策定状況だけを見ても、やはり、38.5%という状況は大変厳しいものがあるなと思っております。

命に関わる大切な事業でありますので、ぜひ、道のリードで進めていただくことをお願い申し上げます。質問を終えたいと思います。

○久保秋雄太委員長 林委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

石川さわ子君。

○石川さわ子委員 私からも、通告に従いまして、2項目質問をさせていただきます。

まず、犯罪のない安全、安心な地域づくりについて伺います。

1点目は、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例についてであります。

北海道では、平成17年——2005年4月に北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例を施行し、条例に基づき、安全で安心な地域づくりを総合的かつ計画的に推進するため、推進方策を毎年度、策定していると承知しております。

そこで、条例の目的と条例にのっとりた取組の成果について伺います。

○久保秋雄太委員長 道民生活課長本田晃君。

○本田道民生活課長 犯罪のない安全で安心な地域づくり条例についてであります。この条例は、道、市町村、道民、事業者等による犯罪防止のための自主的な活動等に関し、基本理念を定め、道などの責務を明らかにするとともに、道の施策の基本事項を定めることにより、その総合的な推進を図り、道民等が安心して暮らし、活動できる社会の実現を図ることを目的としております。

道では、平成17年度に、条例第7条に基づき、道警察や道教委、地域団体、事業者など、70団体で構成する推進会議を設置いたしますとともに、第8条に基づき、毎年度、推進方策を策定した上で、犯罪の起きにくい社会づくりに向けた道民運動である「安全・安心どさんこ運動」や、子ども、女性を対象とした犯罪被害の防止、特殊詐欺対策などを重点とする各般の啓発活動を実施しております。

こうした取組により、道内の全市町村で安全で安心な地域づくり条例が制定されましたほか、道民の防犯意識や自主防犯活動の機運が醸成され、道内の刑法犯の認知件数については、昨年はピークであった平成14年時点の約5分の1に減少するなど、安全で安心な地域づくりにつながっていると考えております。

○石川さわ子委員 この条例の制定に合わせまして、全道の市町村が安全・安心条例を制定し、それに基づいて防犯の推進体制が整ってきたことや、自主的な防犯活動の機運が高まって、道内の刑法犯の認知件数も減少してきているということでありました。しかし、防犯意識の醸成に向けては、粘り強い啓発の継続が必要と感じているところでありまして、地域の自主的な防犯活動等への支援をしていくことが重要と考えておりまして、今後もその取組を注視していきたいと思っております。

次に、防犯カメラの設置について伺います。

令和3年度——2021年度道民意識調査結果の概要によりますと、地域の防犯活動への参加状況については、「参加していない」と回答した方が54.6%、地域の防犯活動に参加しない理由としては、「参加する気持ちがない」と答えた方が39.7%、「参加したいが仕事をしているため時間がとれない」と答えた方が31.6%でした。

先ほど答弁で言われましたように、刑法犯の認知件数は、この20年間、減少傾向にある一方、テレビや新聞で犯罪等の事件が取り上げられていることもあり、犯罪被害への不安感は45%くら

【第1分科会 10月2日 第3号】

いの方が抱えておられます。

事件の捜査においては、防犯カメラの情報が報道されることも多く、犯罪防止に必要な活動として最も回答が多かったのが「防犯カメラの設置」で、77.4%でありました。

防犯カメラの画像により、いち早く犯人の検挙につながることも多く、その必要性は理解をするところでもありますけれども、実際に設置をした団体では、プライバシーの確保の観点から、運用に関して戸惑っている場合もあるというふう聞いております。

そこで、地域で防犯カメラを設置するには、目的や運用方法等のガイドラインによる運用が必要と考えますけれども、道のお考えを伺います。

**○本田道民生活課長** 防犯対策の推進についてであります。防犯カメラは、防犯対策の一つとして、犯人の検挙や犯罪の防止に有効であると認識しております一方、その運用に当たりましては、それぞれの地域の事情を考慮し、プライバシーの保護の観点などにも十分配慮していく必要があるものと考えております。

道では、条例に基づき策定している、犯罪の防止に配慮した施設や整備に関する指針において、共同住宅や駐車場、駐輪場の整備に際し、周囲からの見通しが確保されない場合の補完対策の一つとして防犯カメラの設置を提示いたしますとともに、特に共同住宅につきましては、その必要性及び管理体制の在り方を併せて検討することなどもお示ししているところであります。

道といたしましては、引き続き、道警察などと緊密に連携しながら、この指針を運用してまいりますとともに、毎年度策定する推進方策において、カメラを含む防犯設備の効果的な設置方法等を分かりやすくお示しできるよう検討するなど、地域の実情に応じた防犯対策の推進に努めてまいります。

**○石川さわ子委員** 答弁によりますと、防犯カメラの設置を指針の中で示しているということでしたが、その運用についてはなかなか周知が行き届いていない、理解が不十分ではないかというふうに地域の中で感じているところであります。

札幌市では、数年前に、町内会で合意なく設置をし、撤去をするということがありました。防犯カメラを設置しますと、犯罪被害への不安感を一定程度減少させるとは思いますけれども、プライバシーの確保は当然でありますし、団体での設置においては、事前の情報共有と合意が不可欠だと思います。

防犯カメラの設置については、道民の方々に分かりやすく示していくべきであるというふうに考えますので、そのことを指摘しておきます。

次に、地域の安全、安心を大きく揺るがしている特殊詐欺の被害防止についてお聞きいたします。

先ほどの答弁で、刑法犯の認知件数は大幅に減少してきているということでありましたけれども、特殊詐欺対策において、令和4年——2022年は、おれおれ詐欺、架空料金請求詐欺などの手口による被害が大幅に増加しているとのことでありまして、認知件数、被害額ともに前年の2倍以上と聞いております。

道におきましても、道警察と連携をしながら地域と協力をして防犯対策などに取り組んでいると承知をしております。他の都府県においても同様な状況があり、特殊詐欺に関して、例えば、東京都や大阪府では、安全・安心条例を改正し、特殊詐欺の規定を置くなど、被害防止対策に取り組んでいると承知をしております。

そこで伺いますが、条例に沿った地域づくりを進めるに当たって、例えば、他都府県が行っているように、特殊詐欺等の悪質な犯罪被害を防止するため、新たな指針を策定するなど、実効性を高める政策を検討してはいかがかと考えますが、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長　くらし安全局長佐藤圭子君。

○佐藤くらし安全局長　特殊詐欺被害防止に向けた取組についてでございますが、昨年、道内では、過去最悪に近い被害が発生し、本年は8月末現在、昨年同期比で、件数、被害額ともに大幅に減少しているものの、被害者の8割が高齢者であり、また、若者が闇バイトに自ら応募して犯罪に加担する事例が見られるなど、依然として憂慮すべき状況にあると認識しております。

道では、条例に基づき、毎年度、推進方策を策定しており、今年度は特に重点的に取り組む項目として、特殊詐欺の被害防止を位置づけ、関係機関や民間企業、防犯団体などと連携し、SNSや広報誌、地域FMなど、様々な広報媒体を活用した、はやりの手口の周知や地域での声かけ、高齢者の方々が集う場での特殊詐欺電話体験会の開催などに取り組んでまいりました。

道といたしましては、道警察と連携して、毎年度の被害の発生状況や変化する詐欺の手口の分析を行うとともに、関係機関や防犯団体の方々の御意見も伺いながら、効果的な対策を検討の上、推進方策を策定し、特殊詐欺被害のない安全で安心な地域社会の実現に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○石川さわ子委員　防犯ボランティア活動や見守り活動など、地域での犯罪を防止するための活動は、毎年、熱心に取り組まれていると私も見ております。防犯上の効果的な対策などについては、道は、毎年度、推進方策を策定し取り組まれているということは評価をしているところであります。しかし、高齢者被害が顕著な特殊詐欺などでは、手口が日々刻々と変えられ、悪質となっており、そうした状況の変化に適切に対応をしていくためには、そのことに特化した指針などが必要ではないかと考えるところであり、検討していくことを求めておきます。

今後も、道民、地域、企業が協力をし、安全で安心して暮らせる地域をつくっていくことができるよう、地域の様々な防犯の活動を支援していただくことを求めておきます。そして、総じて条例を生かした取組に期待しまして、この質問については終わらせていただきます。

次に、蘭越町の水蒸気噴出について伺います。

三井石油開発が蘭越町において地熱資源調査のために行った掘削により、硫化水素などを含む大量の水蒸気が噴出した事案については、2か月間、噴出が止まらず、8月末、セメント注入により、ようやく水蒸気の噴出が収まったと報告をされています。

三井石油開発は、2017年に行った北海道ニセコ地域地熱資源開発調査において、下草刈りの際



【第1分科会 10月2日 第3号】

に、指定植物を含む樹木の伐採、損傷という法令違反を行ったことにより、助成金が取り消されたことがあり、同社の開発にはより注意をして対応する必要があると私は考えております。

その樹木が伐採、損傷された箇所は、6年が経過した今年の8月現在も、復旧のための措置が継続されていると聞いており、環境への影響は重く受け止めなくてはならないと思います。

再生可能エネルギー開発は必要なことと思いますが、国による「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」が発せられ、国立・国定公園での地熱発電や風力発電などの規制緩和や法改正が行われていることに対し、専門家は、その議論がこれまでの審議会などの検討に比べ、拙速で、かつ、短期間に法改正等の結果を求める傾向があることに懸念を発しています。また、今回の水蒸気噴出については、1か月をめぐりに周辺の水質を基準値以下にすることが重要という指摘もありました。

そこで、現在の周辺の水質の状況はどうなっているのか、また、今回の事案においては、水や大気、土壌などへの影響があると考えているところではありますが、継続した調査が必要と考えるが、いかがか、伺います。

○久保秋雄太委員長 水・大気環境担当課長久保貴司君。

○久保水・大気環境担当課長 環境への影響についてであります。事業者においては、現在、河川5地点、井戸2地点で、継続してヒ素に関する水質検査を実施しており、いずれも環境基準値や水道水質基準値を下回る結果となっております。道といたしましては、当面は継続した調査が必要と考えているところでございます。

今後、事業者では、蒸気噴出による人の健康や環境への影響について評価を行い、モニタリング計画を策定するため、各分野の専門家から助言を受ける環境影響評価会を設置する予定と承知しております。

道といたしましては、事業者において評価会の助言等を受けながら必要なモニタリングが行われるものと考えており、その状況を注視してまいります。

○石川さわ子委員 水蒸気噴出場所は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の第3種特別地域であり、地熱開発は原則として認めないと、平成27年の通知には記述がありました。しかし、令和3年、その記述が削除され、規制が緩和されております。

そこで伺いますが、道内の国立・国定公園で行われている地熱開発を目的とした許可の状況について伺います。

○久保秋雄太委員長 自然公園担当課長遠藤浩君。

○遠藤自然公園担当課長 自然公園法に基づく許可についてであります。自然公園内における工作物の設置等の行為に関しましては、周囲の風致景観と著しく不調和でないこと等の基準に照らし、国立公園については環境省が、国定公園については道が許可等の処分を行っているところであり、地熱開発に係る規制緩和が行われた平成24年3月以降、道内では、国立公園では、環境省によりますと3件、国定公園内では、1件の事業について許可をしているところでございます。

道といたしましては、今後とも、国定公園内での許可が必要な行為について、自然公園法に基づく適切な審査、運用に努めてまいる考えであります。

以上です。

○石川さわ子委員 時間がないので、終わりですね。

○久保秋雄太委員長 終わりでもいいですか。

○石川さわ子委員 発言を続けてもよろしいですか。

○久保秋雄太委員長 簡潔に。

○石川さわ子委員 ありがとうございます。

指摘だけさせていただいて、終わりたいと思います。

自然公園法だけをもって環境配慮を求めることは大変難しいことと思います。道においては、気候変動対策のため、地域の特性を生かした地熱開発など、再生可能エネルギーの利用を進めることは重要であります。自然環境保全と両立させ、環境影響を最低限にさせていただきたいと強くお願いをしたいと思います。

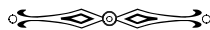
国立公園、国定公園、合わせて国土の1割という貴重な景勝地を保護するため、蘭越町の事案については、地域との共生をうたい、地元の理解の下、調査を進めていくとされていることから、生物多様性の確保にも寄与しつつ、法律にのっとり、今後も慎重に行うべきことを指摘させていただいて、終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○久保秋雄太委員長 石川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩



午後3時20分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境生活部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

道見泰憲君。

○道見泰憲委員 よろしくお願ひします。

私からは、新たなモニュメントについての質問を行わせていただきます。

このことに関しては、本定例会、環境生活委員会、前日委員会において、同僚議員から、百年記念塔の解体跡地に設置する新たなモニュメントのデザインについて、提案を交えて質問を行いました。どうしても整わない点や見過ごすことができない点がありましたので、この予算特別委員会においても、時に知事に対して直接問いただすために質問をさせていただきます。

そして、最初にお断りをしておきますが、私は既に選考されている6作品について異を唱える立場でこの質問をしているわけではありません。むしろ、その選考結果に正当性を担保させるための情報の開示と補足を促している質問となりますので、よろしくお願ひいたします。

【第1分科会 10月2日 第3号】

早速、1番目、有識者懇談会について伺っておきます。

道は、前日委員会での質問、答弁、指摘を、14日に開催された有識者懇談会の皆さんにどのような内容で報告されたのか、また、その反応はどのようなものだったのか、お聞きしておきます。

○久保秋雄太委員長 文化振興課長越田習司君。

○越田文化振興課長 有識者懇談会の開催についてでございますが、9月14日に開催をした第7回目となる「モニュメント設置に関する懇談会」では、9月11日の環境生活委員会における質疑の内容を資料として配付するとともに、その概要についての説明を行ったところでございます。

懇談会の構成員からは、最終審査の段階における御議論に対し、戸惑いの声があったものの、今後のスケジュールの確認が行われたところでございます。

○道見泰憲委員 次に、デザインの決定についても伺っておきます。

道が8月の環境生活委員会で報告されたスケジュールによると、9月下旬には最終審査とデザインの決定を行うとしております。

それは決定したのか、決定していないのであれば、その理由も含めて教えてください。

○越田文化振興課長 最終審査についてでございますが、9月14日に開催した懇談会では、直近の環境生活委員会での質疑の中で、今定例会での議論を行うことへの言及があったことを受けて、最終審査については、次回の会議において、さきに実施された道民意見の募集結果を踏まえた上で、構成員による話し合いを行って決定することを確認したところでございます。

○道見泰憲委員 ちょっと、この点、再質問しますね。

懇談会がさらなる情報を必要としたと判断し、このようなことになっているのか、それとも、道がそれを促したのか、確認をしておきます。

○越田文化振興課長 懇談会における最終審査についてでありますけれども、直近の環境生活委員会での質疑の中で、今定例会での議論を行うことへの言及があったことを受けまして、次回において決定することを確認したところでございます。

○道見泰憲委員 ちょっと分かりにくい答弁ではありましたが、道が促したというふうを受け取っております。都合が悪ければ後で言ってください。

次に、道が期待する効果の担保についても伺っておきます。

前日委員会の議論で唯一かみ合った質問というのは、新しいモニュメントに何を期待するのか、何を新たに目指すのかというものに対し、にぎわいの創出と道は答弁をされておりました。

地域一帯が活性化しなくてはいけないものであって、情報発信を含めた継続的な取組が必要となるに違いありません。道は、具体的に何をするつもりなのか、確認をしておきます。

○越田文化振興課長 にぎわいの創出に向けた取組についてでございますが、道では、平成30年に策定した、ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想に掲げる目指す姿の実現に向け、令和9年度までの具体的な取組を示す方針として、本年3月に「野幌森林公園エリアの活用」を策定したところでございます。

この方針では、民間企業をはじめ、多様な主体と連携協働して取組を推進することとしており、北海道百年記念広場については、家族や仲間と楽しむことができる憩い、にぎわいのある空間を創出するため、新たなモニュメントの設置のほか、子どもたちが水に親しむことのできる噴水への改修や季節の移ろいを感じることでできるプロムナードへの植栽といった環境整備、犬の連れ込みや火気の使用などの利用規制の緩和、キッチンカーの誘致や近隣の大学等と連携した催しの開催といったイベントの誘致に取り組むこととしております。

**○道見泰憲委員** この点についても再質問を行います。

今、具体的なことを聞きました。具体例も説明をいただきました。未来の施策であるから、例えが中心になるのは当然だと思われまます。これらは誰がいつ頃決めることになるのか、教えてください。

**○久保秋雄太委員長** 文化局長塚田みゆき君。

**○塚田文化局長** 北海道百年記念広場の整備経費についてでございますが、北海道百年記念広場の整備等につきましては、令和9年度までを対象期間とする「野幌森林公園エリアの活用」に基づきまして、庁内関係部局はもとより、指定管理者や民間企業等と連携協力の上、国の支援制度や民間資金を最大限活用しながら計画的かつ効率的に取り組んでいくこととしており、毎年度、取組の効果検証や評価を行いますとともに、社会情勢の変化などを踏まえた必要な見直しを行いながら、来訪者を魅了し、交流できる、にぎわいのある空間の創出に向け、取り組んでまいります。

以上です。

**○道見泰憲委員** 予定より早くの局長の登板、ありがとうございます。

今のお話の中で、令和9年度までという発言がありましたけれども、令和9年度までしかないということではないですよ。もちろん、その後も続けていくという解釈でよろしいですか。

**○塚田文化局長** 北海道百年記念広場の整備経費についてでございますけれども、現在策定しております「野幌森林公園エリアの活用」につきましては、令和9年度までを対象期間としているところでございます。

以上です。

**○道見泰憲委員** そうだとすると、令和9年度までしか道は責任を持たないという答弁になりますよ。いいのですか。

にぎわいの創出というのを令和9年度までしか担保しないということを今明言されているのです。よくないと思いますが、いかがでしょうか。

**○塚田文化局長** 北海道百年記念広場の整備経費などについてでございますけれども、道では、平成30年に策定をいたしました、ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想に掲げる目指す姿の実現に向けて取り組むこととしており、この構想に基づき、取組を推進してまいります。

以上です。

○道見泰憲委員 論点をずらしちゃ駄目ですよ、局長。

令和9年度以降はどうなのでしょうかと聞いたのですから、ちゃんとその点に答えてもらわなければいけません。このように、これから後の質問に対しては、まあ、大いに擦れ違うことになりますので、皆様、お聞きください。

次に移ります。

デザインに係る情報公開について伺います。

前日委員会の質問では、具体的に数点にわたり、情報の非公開の理由を問いました。しかし、道は、議会の関心が薄いことを逆手に、まともな答弁を避けるばかりでありました。現状では、道民はもとより、議会にとっても適切な判断を行うに事足りないことは明らかです。

道は、丁寧な審査を理由にして、もともと6月上旬に予定していた最終審査とデザインの決定を3か月遅らせて、9月下旬に延期しております。

私は、どうしても、隠さなければならない理由が、後で道にとって都合よく変更できるようにしつらえている、この後でまた質問をさせていただきますが、そのような解釈があるかと考えております。そんなことは許されるはずがないのであります。

デザインの選考に当たっては、それに必要な情報が道民や議会に隠されている以上、正当な選考とは言えないと断言することができます。懇談会の皆さんが判断に必要な情報を道に求めて、デザインの最終決定を延期されたことは当然と言えることでしょう。

ここで道が担っている責任は、必要な情報を道民や議会、有識者懇談会につまびらかに公開することです。

いま一度、伺います。

なぜ判断に必要な情報を適切なタイミングで公開されないのですか、道の見解を伺います。

この後の質問は全て文化局長に答弁を求めます。

○塚田文化局長 新たなモニュメントについて、1次審査を通過した作品についてでございますが、このたびのモニュメントデザインにつきましては、募集要項において、幅、奥行き、高さがそれぞれ10メートル以内であることを明示しており、1次審査を通過した作品はおおむねこの上限での提案でございましたほか、懇談会の選考において、材質を含めたデザインの実現可能性について確認をいただいているところでございます。

なお、新たなモニュメントの制作等に係る費用につきましては、懇談会における意見を踏まえ、1次審査を通過した応募者に対し情報提供を求めたところでございますが、予算については、デザイン決定後に、安全性などの観点を踏まえながら検討していくこととしております。

以上です。

○道見泰憲委員 答えていただいているようで、私には答えていない。要するに、情報公開はしないとおっしゃっているというふうに受け止めております。

これは、もう一度伺っておかなければいけないでしょう。

なぜ判断に必要な情報を適切なタイミングで公開されないのか。公開しない納得できる理由を

御説明いただくか、公開することをお約束いただくかまで繰り返すことになってしまいます。改めてお答えください。

○塚田文化局長 モニュメントのデザインに関する情報公開についてでございますが、このたびのモニュメントデザインの募集においては、幅広くどなたからも応募いただく観点からデザインを募ることとしたものでございます。

以上です。

○道見泰憲委員 それは答弁じゃないですよ、言っておきますけれどもね。しかし、こだわっていると時間がどんどんなくなってしまいますので、先に進みます。

要するに、物事が決まった後に公開をして、何が分かるというのでしょうか。道は、道が決めたものが最善であるのだから問題ないと言わんばかりであります。民は知らなくてよいとする道の態度は問題であります。

きっと、理事者の皆さんは、そうではないのですよと、ぼやかれていることと思われま。実際に私もそのように説明を受けましたしね。でも、違うのですよ。私は、それに気づけない皆さんに驚いているのであり、気づいていたとしても正せない皆さんに驚いているのであります。

次の質問に移ります。

デザイン決定後の変更について伺います。

先ほど局長からもお話がありましたが、募集要項の中で、安全性や設置費用、維持管理上の観点からモニュメントデザイン等の一部を変更する場合があるとしているのです。決定後にですね。それは、誰に権限があって、誰が決めることになるのか、確認をさせてください。

○塚田文化局長 モニュメントのデザインについてでございますが、決定したモニュメントデザインにつきましては、安全性確保の観点からなど、必要に応じ提案者に確認を行うことはありますものの、その制作、設置に当たりましては、提案者の意匠を尊重することとしております。

以上です。

○道見泰憲委員 どうもかみ合わないのですね。

募集要項に書いてある一文からすると、変えることができると書いてあるわけだから、変える場合には、誰に権限があって、誰が決めるのですかと聞いているわけです。お願いします。

○塚田文化局長 モニュメントのデザインについてでございますが、モニュメントデザインの決定につきましては、道において実施することといたしておりますが、その制作、設置に当たりましては、提案者の意匠を尊重することとしております。

以上です。

○道見泰憲委員 もう意図的にずらしているとしか思えないのですよ。もう時間がどんどんなくなってしま。う。

募集要項の中で、道は、変える場合があると。その変える場合の権限が誰にあって、誰が決めることになるのか、まあ、答える気がないのでしょうか。先に行きましょう。

全部そういうのを蓄積して、後で大きな爆弾が落ちますよ。ちなみに、道が決めると先ほどお

【第1分科会 10月2日 第3号】

っしやいましたが、道が決めるというのは論外ですからね。道民が決めるのです。ここを間違ったら駄目だと思いますよ。

いずれにしても、懇談会で必要な情報を公開して検討してもらう必要があるわけです。懇談会に代行していただく。しかし、この一文によって、それまでの過程の意味がなくなってしまうのです。イメージだけを決めて、事前に詳細を明らかにしない。予算をはじめ、不都合を後から変更できるしつらえがここにあって、それが正当である理由を教えてくださいと聞こうと思っておりましたが、答える気がないだろうと思って、先に進みます。

予算について伺います。

前日委員会の道の答弁によれば、懇談会において、制作や維持管理に係る費用を参考として把握したいと懇談会の皆さんから意見があったと伺っております。

それに基づき、道は、1次審査を通過した応募者に情報提供を求めたと答弁されております。この情報を公開すべきです。なぜ隠す必要があるのでしょうか。

この点から、私が想定する背景は次のとおりとなります。

道は、デザインの決定後に検討するとしていますが、この議論全体の影がこの点に焦点が合ってくると考えているのであります。この項目の前に質問した、募集要項の中にある道が都合よく忍ばせた一文がそれに当たります。道が経てきた過程、そして、最終部分での疑惑の余地を残すものとしては、とても選考とは言えません。不誠実、不適切極まりないのであります。

その意味においては、全くもって、北海道開拓150年余に対する道による不敬の極みであって、私は断じて容認することができないのであります。ゴールポストを動かすことができる選考など、容認できるはずがありません。それは、選考とは言えず、アリバイづくりとしか受け取ることができないのです。

道は、作者や寸法、材質、予算に至るまで、道民と議会が必要とする子細な情報を公開した上で、有識者懇談会に参考意見を求めることができるのであります。

そして、1点整理をしておきます。

ここで言う予算とは、デザイン案を制作するときに必要な情報を公開していただき、見解を求めます。

予算をはじめとする判断に必要な情報を公開してください。見解を求めます。

○塚田文化局長 モニュメントの設置等に係る予算についてでございますが、このたびのモニュメントデザインの募集におきましては、専門家の方はもとより、幅広くどなたからでも応募いただく観点からデザイン案を募ることとし、費用の積算は求めていなかったものでございます。

モニュメントの制作等に係る費用につきましては、懇談会における意見を踏まえ、1次審査を通過した応募者に対し情報提供を求めたところでございますが、予算につきましては、積算を含め、デザイン決定後に、安全性などの観点を踏まえながら検討していくこととしております。

以上です。

○道見泰憲委員 端的にまとめると、これも公開しませんという意味なのでしょうね。私の質問

に対してはね。これは驚きです。

ここまで来ると、百年記念塔解体時の道の作為について論じなければいけないようです。どうしても、その二の舞を避ける必要があるからであります。しかし、残念ながら、質問の時間に限りがありますので、それらについては今後の一般質問や委員会質問等によって理詰めをするしかないようです。お聞きしたいことは山ほどあるのですが、時間も本当に限られておるので、端的に質問を進めてまいります。

では、見方を変えてみましょう。

この質問で、すべきことをただしてきたつもりですけれども、では、道の主張するところのできない理由、公開しなくてもいい理由を聞いてみたいと思います。お伺いします。

**○塚田文化局長** 新たなモニュメントのデザインについてでございますが、このたびのモニュメントデザインの募集におきましては、専門家の方はもとより、幅広くどなたからも応募いただく観点からデザイン案を募ることとし、費用の積算は求めていなかったものでございます。

このたびのモニュメントデザインにつきましては、募集要項において、幅、奥行き、高さがそれぞれ10メートル以内であることを明示しており、1次審査を通過した作品はおおむねこの上限での提案でございましたほか、懇談会の選考において、材質を含めたデザインの実行可能性について確認をいただいているところでございます。

その予算につきましては、積算も含め、デザイン決定後に、安全性などの観点を踏まえながら検討していくこととしております。

以上です。

**○道見泰憲委員** あきれています。要するに、今まで答弁したことを切り貼りして、組み合わせ直ただけですよ。そのぐらひは僕だって分かるのですよ。

道の決めたことに従えばいいのだという理屈になっておりませんか。違うでしょう。選ぶのは道民であって、有識者懇談会の皆様にはサポートをいただいているのですよ。

あと少しだけお聞きします。

前日委員会でこれらの問題点を問いただしたにもかかわらず、道は、その手続を継続しています。何を慌てているのでしょうか。全く理解できません。交流空間構想に何か影響でもありますか。それは見受けられません。

これは、未来の北海道に託す軸足を揺るがしかねない重大な道の不作為の罪となり得るのであります。そろそろ、道の立ち位置が、広く道民の皆様ばかりか、議会の皆様にも明確になっていることと期待をしております。

私から繰り返し繰り返し道の皆さんに質問しなければならないのは、判断に必要な情報の開示、補足に必要な時間を確保したリスケを行い、再び、道民意見の聴取、公開を経て、改めて、それら情報を有識者懇談会に託さなくてはいけないとお願いをしているのであります。道の見解を伺います。

**○塚田文化局長** 今後の対応などについてでございますが、モニュメントデザインにつきまして



【第1分科会 10月2日 第3号】

は、令和4年12月から本年3月までデザイン案の公募を行い、応募のありました22作品について、2回にわたり懇談会を開催し、7月に1次審査通過の6作品を選考したところでございます。

8月に1か月かけて実施した道民の皆様からの意見募集を終えておりますことから、このたびの御議論についても情報提供を行った上で、次回開催する懇談会における最終審査を経て、決定、公表できますよう、適切に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

**○道見泰憲委員** 何と申し上げればいいのか、そろそろ添える言葉もなくなってくるわけですが、再質問というか、言うておくことは言うておかなければいけないのですが、答弁の何一つ、局長がお答えになって以降、何一つ、実はかみ合っていないわけであります。

ここにおける議論というのは前向きであるべきだし、道が道の考えを主張する場ではない。いかにして有意義な道政の執行を担保していくのかを検討する場であると私は考えております。

何かを幾つかの候補の中から選ぶ際に、公平公正であることはもちろんのこと、選ぶために必要な情報を欠かすことはできないのです。デザインを選ぶ主体は道民であります。道庁ではありません。有識者懇談会は、専門的な立場でサポートすることが役割であって、助言者でしかないのです。便宜的に代行していただいているにすぎないのであります。

このモニュメントが広域的に果たす役割の大きさをおもんばかるとき、この選考過程での丁寧で慎重な正当な手続を後世に正しく理解していただくことができるようにしておきたいと思うのであります。優秀な道庁の皆さんがこのくらいの矛盾に気づけないはずがないのであります。

今後、知事総括質疑や環境生活委員会、一般質問などを通じて、いわれなく正当性のなくなってしまうデザインの撤回を求めていくこととなります。実に不毛な議論です。不本意であります。この手順を正しておけば済むものを、道は、それを今日、断固拒否されたのであります。

まだ遅くはありません。北海道開拓の先人による計り知れないほどの労苦に対する感謝と未来の私たちの子孫の繁栄への期待を込めた大志を、正しく焦点の合うメッセージとして、新しいモニュメントにまとわせることができるように進めていただきますよう、必要で継続的な取組によって、広く道民に、国民にそんな思いを伝承していくことができるように心の底からお願いをしておきます。

久保秋委員長にお願いであります。この質問については、知事に直接お尋ねしたいと考えておりますので、お取り計らいいただきますようお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**○久保秋雄太委員長** 道見委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

阿知良寛美君。

**○阿知良寛美委員** 通告に従いまして、以下、環境生活部所管事項であります文化、スポーツについて、それから、ヒグマ対策についてお伺いをいたします。

まず、文化、スポーツについてであります。

我が党の代表質問において今後の国際交流について伺ったところ、知事からは、様々な分野において、友好提携地域をはじめとした海外との交流に取り組んでまいるという前向きな答弁をいただいたところであります。

コロナ禍で中止になっておりました国際交流も徐々に復活してきており、2年後の2025年にはアルバータ州との提携45周年を迎えるなど、道としても以前にも増して国際交流を進めていくことが必要と考えます。

国際交流には、学術交流など様々な分野がありますが、やはり、広く両国の住民を巻き込んだ交流には文化やスポーツが欠かせないものと認識しております。

そこで、以下、伺います。

まず、文化分野におけるこれまでの国際交流の状況について伺います。

○久保秋雄太委員長 文化振興課長越田習司君。

○越田文化振興課長 文化分野における国際交流についてでございますが、道では、姉妹友好提携を結んでいる国や地域との交流をはじめ、様々な国際交流の機会を活用し、互いに文化を披露し合い、本道文化の発信に努めているほか、道内の市町村や地域で活動する文化団体などが行う国際交流の取組を後押しするため、北海道文化財団と連携をし、平成10年度からこれらの取組への支援を行っております。

コロナ禍において全く事業が行えなかったり、低調だった年度があったものの、こうした市町村や団体などへの支援により、日韓劇場祭交流事業など、昨年度までの25年間で延べ82件の交流活動が実施されたところでございます。

○阿知良寛美委員 25年間で82件を実施したということでありました。

次に、スポーツ分野におけるこれまでの国際交流の状況について伺います。

○久保秋雄太委員長 スポーツ振興課長松井直樹君。

○松井スポーツ振興課長 本道のスポーツ分野の国際交流についてでございますが、本道と友好提携を結んでおりますカナダのアルバータ州や中国の黒竜江省とは、北海道スポーツ協会が中心となって指導者や選手などの交流事業を実施してきたほか、民間団体におきましても、各国との青少年のスポーツ交流などの取組が行われております。

また、平成22年のソウル特別市と北海道との友好協定締結を契機に、選手の派遣などを行いますソウル国際マラソンと北海道マラソンの相互交流を行っており、コロナ禍を経て、このたび、4年ぶりに再開したところでございます。

冬季種目では、北海道カーリング協会が昭和57年からアルバータ杯カーリング大会を開催するなど、アルバータ州との継続した交流が行われており、道におきましても、平成25年度から平成30年度の間、カーリング選手の強化育成事業の取組として、アルバータ州からコーチ招聘や海外遠征などの交流を行ってきたところでございます。

○阿知良寛美委員 次に、アルバータ州とのスポーツ交流についてであります。

【第1分科会 10月2日 第3号】

冒頭で申し上げましたとおり、2年後にアルバータ州との提携45周年を迎えます。今や世界の強豪となった北海道のカーリングの躍進には、アルバータ州との交流があったことは間違いないと思います。

北海道にカーリングが紹介されたのは、当時の堂垣内知事がカナダに行って、それから、実は、僕も札幌市議のときに、年間を通じたカーリング場を提案させていただいて、いろいろと調べました。カーリング協会に行ったり、実際に、札幌市東区の新生公園というところで、ビニールハウスをつくったりしました。ところが、日中、解けるわけですよ。いろいろと試行錯誤し、大変な苦勞をされたと、そういう話もお聞きします。冬の道民の健康増進のために、当時の知事がカーリングを紹介され、次の年の1月ぐらいから、多分、道内各地を回ったと思うのですよね。そういう意味では、非常につながりが深いというふうに思います。

そして、ロコ・ソラーレの次の世代を育成していくためにも、カーリングを通じた交流にこれまで以上に力を入れていくべきと考えますが、道の所見をお伺いします。

○久保秋雄太委員長 スポーツ局長高見芳彦君。

○高見スポーツ局長 カーリングを通じた交流についてでございますが、本道のカーリングにおけるアルバータ州との交流は、北海道カーリング協会が設立された昭和56年以降、現在まで、大会開催やコーチの招聘などの交流が行われているところでございます。

道におきましても、これまで、アルバータ州からカーリングコーチの招聘や海外遠征を行う北海道女子カーリングアカデミーなどの事業に取り組み、その後、参加者の中からオリンピックでメダルを獲得する選手が出るなどの成果を上げているところでございます。

このように、アルバータ州との交流によりまして、選手の強化、競技力の向上も見込まれることから、今後、競技団体などとも連携協力しながら、友好提携45周年に向けて、スポーツ交流の方法などについて検討してまいります。

○阿知良寛美委員 次に、国際交流における文化・スポーツ分野の重要性への認識と、今後、道はどのように進めていくのか、併せて所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 環境生活部長加納孝之君。

○加納環境生活部長 今後の文化、スポーツの国際交流についてでございますが、国際交流におきまして、その国の歴史、文化を知ることは、互いの国についての理解を深める上で大きな役割を果たすものであり、北海道の縄文・アイヌ文化を世界に発信するまたとない機会と考えております。

また、海外のトップアスリートとの交流は、選手の育成強化やジュニア期からの国際感覚を醸成する上で有効であり、本道で育ったアスリートが国際的な大会で活躍する姿は、道民に夢と感動を与え、スポーツへの関心を高めるものと認識してございます。

道といたしましては、引き続き、北海道文化財団や北海道スポーツ協会など、関係団体と連携しながら、友好提携地域をはじめとした海外との交流の実施により、本道文化の発信やスポーツの競技力向上などを図り、文化・スポーツ分野における国際交流に取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 ただいま、それぞれ御答弁をいただきました。

この3年間を見ると、コロナ禍により停滞していた国際交流も、先ほどお話しさせていただきましたけれども、徐々に復活を見せているものと考えます。争いのない平和な世界を築いていくためには人々の交流が必要不可欠だ、このように考えております。

私は、国による外交という場面だけではなく、地方自治体だからこそできる国際交流があるものと考えております。そして、そのとき交流の核となるのは、文化やスポーツの分野ではないでしょうか。

特に、今日、世界を舞台に日本選手が様々なスポーツですばらしい実績を残し、活躍されております。本日も、大リーグで日本人初のホームラン王が確定したということでもあります。

また、近年では、世界的に、サッカーもそうですが、日本の若手が活躍しています。それは、やっぱり、そういった競技の施設、さらには、科学的な分析によって、けがを少なくし、筋力をつけていくということ、さらには、すばらしいコーチ陣が育ってきているからだというふうに考えております。

世界陸上でも、日本人として初めて、先ほどもお話がありましたように、やり投げで本道出身の北口選手が大記録を出して優勝しております。最後まで諦めない、そういった取り組む姿勢に、多くの道民は感動を覚えたのだというふうに思います。

また、部長からの御答弁もありましたように、国際交流は、縄文やアイヌ文化といった北海道が誇る歴史、文化を世界に発信するまたとない機会でもあります。2年後には、アルバータ州との提携45周年を迎えますので、今後どのような交流ができるのか、ぜひ具体的に検討していただきたいと思っております。

これからも、文化やスポーツの分野でも積極的に国際交流を展開していただくことをお願い申し上げます。次の質問をさせていただきます。

次は、ヒグマ対策についてであります。

先ほど委員からも質問がございましたが、第2回定例会における我が党の一般質問においても、ヒグマの生息しているであろう森林地域などで営まれている自然体験施設を安全、安心に利用するための取組について伺ったところであります。

そこで、以下、伺います。

まず、自己防衛するための基本的なルールについてであります。

ヒグマの生息域において人身被害を防止するために、自己防衛するための基本的なルールについて周知、啓発を行っているものと承知しておりますが、この自己防衛するための基本的なルールとはどのような内容なのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 ヒグマ対策室長井戸井毅君。

○井戸井ヒグマ対策室長 事故防止のための基本的なルールについてですが、ヒグマとの事故を防ぐためには、一人一人がヒグマへの正しい知識を持ち、行動することが大切であると考えております。

【第1分科会 10月2日 第3号】

道では、まずは、ヒグマに出会わないために、登山や山菜取りなどで野山に入る際には、食べ物やごみは必ず持ち帰る、1人では野山に入らない、野山では音を出しながら歩く、事前にヒグマの出没情報を確認する、ふんや足跡を見たら引き返すといったことや、ヒグマに遭遇した場合は、走って逃げたりしない、落ち着いて、目を離さず、ゆっくりとその場を離れる、子グマを見つけた場合は、母グマがいるかもしれないので、速やかに立ち去ることなど、事故をなくすための基本的な行動について様々な機会を通じて普及啓発を行っているところであります。

以上です。

**○阿知良寛美委員** 野生ですから、こちらは会いたくなくても、向こうで出てくる場合ももちろんあるわけです。

生息地周辺のアウトドア施設などにおいて、ヒグマの出没があった際には、人里に準じて、施設の管理運営者によって、利用者に対し出没情報の提供が必要とのことをございました。

これまで、道はどのように周知を行ってきたのか、伺います。

**○井戸井ヒグマ対策室長** アウトドア施設などへの周知についてであります。道では、今年5月の朱鞠内湖での痛ましい事故後、速やかに、自然体験施設などのアウトドア事業者に対して、各振興局及び市町村を通じ、施設利用者が、野山に入る際にヒグマに遭遇しないためのルールを示したポスター等を施設内に掲示することや、出没箇所での注意看板の設置や点検など、再発防止のための注意喚起と対応を要請したところがございます。

以上でございます。

**○阿知良寛美委員** 次に、今お話がありました朱鞠内湖ルールについてであります。

道では、ヒグマ出没時には、住民への周知や施設の閉鎖、問題個体の排除などの措置が迅速に行われるよう、地域連絡協議会を活用するなどして、施設管理者や市町村、警察などと連携を強めるとのことです。

NPO法人シュマリナイ湖ワールドセンターなどでは、5月に起こった人身事故を契機として、朱鞠内湖ルールを策定したものと承知しておりますが、どのような内容なのか、お伺いをいたします。

**○井戸井ヒグマ対策室長** 朱鞠内湖ルールについてであります。朱鞠内湖での釣り人の事故を教訓に、このような痛ましい事故が再び起きないように、地元のNPO法人シュマリナイ湖ワールドセンターなどが、ヒグマの専門家の協力を得て、釣り人に遵守を求める朱鞠内湖ルールを策定したところです。

このルールでは、単独行動は原則禁止とすること、スマートフォン、熊鈴、撃退スプレーなどの装備品を携行すること、釣りは携帯電話が通じる場所で行うこと、食べ物や釣った魚から匂いが出ないように管理すること、魚や動物の死骸、ヒグマの目撃や足跡、ふんなどを見つけた場合は、その場から離れて情報を提供することなどを求めており、アウトドア施設におけるヒグマの事故を防止する取組として先駆的なモデルと考えているところでございます。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 次に、今後の取組についてであります。

最近では、野幌森林公園にもヒグマが出没しておりますが、自然豊かな公園などをはじめとするアウトドア施設を訪れる方が安全、安心に施設を利用できるよう取り組んでいくことが重要だと考えますが、今後の取組についてお伺いをいたします。

○加納環境生活部長 今後の取組についてでございますが、野幌森林公園のような人里と隣接する公園におきましては、ヒグマが出没した場合は、SNSを活用した情報発信を行いますほか、出没が継続するなどして人身事故の発生が懸念される場合は、ヒグマ注意報を発出し、道民のみならず、来道者の皆様にも注意を促しているところであります。

また、朱鞠内湖の事故を契機として、今般策定されました朱鞠内湖ルールや、幌加内町が新たに策定した幌加内町ヒグマ出没時の対応方針は、野山でのアウトドア施設におけるヒグマ対策の事例として大変参考になるものと認識しておりまして、道としては、これらの取組を様々な機会を通じて市町村や関係機関等へ周知し、全道への展開を図るなどして、本道の豊かな自然の中で施設を訪れる方々が安全、安心に利用できるよう取組を進めてまいります。

○阿知良寛美委員 これから紅葉シーズンを迎えて、本州のお客様も大勢見えられると思いますけれども、ぜひ、SNSも活用し情報を細かく発信していただきたいと思います。また、自然豊かでありますから、さきのアドベンチャートラベルワールドサミットも開催した地でもありますし、そういう自然があるからこそ、魅力もある、しかし、そこには動物がすんでいるわけで、そういうことをしっかりと注意喚起していただきたいというふうに思います。

それから、先ほど丸岩委員からもありましたけれども、ハンターに対するバッシングというものに対して、これは道もホームページに載せているということでもありますけれども、向こうから様々投稿されるだけではなくて、やっぱり、道も、なぜ必要なかということそういう方々と積極的に話し合うべきだと思います。そういう場を設けるべきだと思うのですよね。

愛護団体も、確かに大事な団体でもありますし、大事な活動だというふうに思います。しかし、現実に道民の生活が脅かされているわけですから、そのことについて、もちろん、駆除するにしても最低限でしょうし、そういうことに対する理解をまずしっかりと持てるような話合いの場を設けるなどの行動をぜひ道に取っていただきたいと思います。

それから、先日、道東へ行ってきたときに、ハンターの方々とお話をさせていただきました。ライフルはすぐに持てるわけじゃなく、相当な時間がかかります。経験も必要なのでしょうけれども、ライフルの弾は、獣によって火薬の詰める量が違いまして、既製品の弾を使う方もいらっしゃるかもしれないですけれども、個人で火薬の量を調整してやっている方もいらっしゃいます。

そういう意味では、今、ロシアによるウクライナ侵略で、日本製はあるのだけれども、やっぱり、アメリカ製ということでありまして、その火薬がなかなか手に入りづらいというお話も聞いてまいりました。それは国へということなのでしょうけれども、要望していると思いますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

【第1分科会 10月2日 第3号】

やっぱり、ハンターはすぐ育つわけではないですし、駆り出されても、当然、空振りに終わることも多々あると思うのですよね。その意味では、そこまでの施設というか、装備をするためには、相当お金もかかりますし、道としても、しっかりと財政的な支援、そういった制度も考えるべきだと僕は思うのです。

それは、道民の生命を守るわけですから、研修目的でも何でもいいです。そういった手当を出すということ、もちろん、出しているところもあると思いますけれども、しっかりと活動できるように、そういった応援も、猟友会にただお願いするだけではなくて、道としてもそういった予算をしっかりと組んで支援していただきたいということを要望して、質問を終わります。

ありがとうございました。

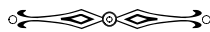
○久保秋雄太委員長 阿知良委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、環境生活部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後4時15分休憩



午後4時19分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔吉本主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、丸岩浩二議員の委員辞任を許可し、喜多龍一議員を委員に補充選任し、第1分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 総合政策部所管審査

○久保秋雄太委員長 これより総合政策部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

佐々木大介君。

○佐々木大介委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

まず初めに、新たな北海道総合計画等について伺います。

道では、今定例会に新たな北海道総合計画の骨子案を示し、我が会派の代表質問では、北海道総合開発委員会や道民等の様々な意見を踏まえた、道の素案策定に向けた考え方などについて伺ってまいりました。

これまでの議論を踏まえ、新たな北海道総合計画の策定に関する道の考え方について、以下、伺ってまいります。

まず、現行の総合計画では、人口減少問題、強靱な北海道づくり、デジタル化や脱炭素化が重要課題への対応として挙げられています。

新たな計画は、今後おおむね10年間を期間とする方向で検討されていますが、北海道の強靱化は、これからも人口減少問題と並ぶ重要な課題であり、本道が持続的に発展し続けるためには不可欠なものと考えます。

こうした中、道では、北海道強靱化計画に基づき、治水対策や道路の老朽化対策等に取り組んでいますが、強靱化計画の計画期間は令和6年度までとなっていることから、新たな総合計画の策定に合わせ、見直し等が必要になると考えます。

道としてどのように対応していくのか伺うとともに、公共施設等の老朽化対策の方針を示すインフラ長寿命化計画についても、令和6年度までが計画期間となっています。この計画の今後の対応についても併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 社会資本・強靱化担当課長米谷功君。

○米谷社会資本・強靱化担当課長 強靱化計画等の対応についてであります。国においては、本年6月に国土強靱化基本法が改正され、7月には、この法改正を踏まえ、国土強靱化基本計画が改定されるなど、今後における強靱化対策の着実な推進に向けた枠組みが整備されているところであります。

こうした中、道といたしましては、現行の道の強靱化計画については来年度までが計画期間となっているため、現在策定作業を進めている道の総合計画や国の動向も踏まえながら、次期強靱化計画の検討を進めてまいります。

また、道が管理する施設の維持管理、更新等の方針を示す、道のインフラ長寿命化計画につきましても、同様に来年度までが計画期間となっておりますことから、併せて次期計画の検討を進めてまいります。

○佐々木大介委員 次に、SDGsの達成に向けた取組について伺います。

現行の総合計画では、持続可能な開発目標——SDGsの達成に資する政策を推進する役割も併せ持っていますが、新たな計画の中では、SDGsの要素をどのように盛り込んでいく考えか、伺います。

また、道は、全国に182あるSDGs未来都市の一つに選定され、北海道SDGs未来都市計画に基づき取組を進めていますが、この計画の取扱いについても併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 計画推進課長佐々木敏君。

○佐々木計画推進課長 SDGsの推進などについてでございますが、道では、SDGsは、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むものであり、道政を推進する上で重要な視点であることから、現在の総合計画においては、個々の政策の方向性ごとに関連するSDGsの目標を明示し、SDGsの理念に沿った施策の推進にも努めているところでございます。

新たな総合計画におけるSDGsの位置づけについては、政策の方向性などを踏まえ、より明



【第1分科会 10月2日 第3号】

確となるよう検討を進めていく考えであり、道のSDGs推進の取組を具体化した特定分野別計画であるSDGs未来都市計画についても、新たな総合計画の策定状況を踏まえながら、次期計画の検討を進めてまいります。

○佐々木大介委員 それぞれ計画の考え方について伺ってまいりましたが、次は、道民意向の把握について伺います。

我が会派の代表質問に対し、知事からは、幅広い世代や地域、職種の方々や、市町村の皆様から直接御意見を伺うとの答弁がありました。新しい総合計画を策定していく上で、道民の方々の意見をしっかりと伺っていくことも重要と考えます。

道では、現在、各地域において意見聴取に取り組まれていると聞いていますが、これまで、どのように取り組み、どのような意見をいただいているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 計画局長笠井敦史君。

○笠井計画局長 道民意向の把握についてでございますが、道では、新たな総合計画の策定に当たりまして、道民の皆様や、企業、団体等の方々の北海道の将来に関する意向を把握するため、現在、アンケート調査を実施しているほか、高校生や大学生といった本道の将来を担う若い世代をはじめ、幅広い世代や地域、職種の方々や市町村の皆様から直接、御意見を伺っているところでございます。

このうち、これまで、町村部を中心に順次、企業、団体や高校生、大学生の方々から直接、御意見を伺ったところであり、具体的には、人口が減少していく中では、広域的な視点から、都市機能や農山村地域など機能分担が必要、若年層の定着のためには、この地域で働いてもよいと考える職種や職場環境が不可欠であり、地元の企業が元気でなければ雇用が生まれず地域に人が残らない、災害時の避難について、高齢者など要支援者が増加し車での避難が中心となるため避難路の整備が必要といった御意見をいただいているところでございます。

また、高校生や大学生の方々からは、公共交通機関の運行本数が少なく不便である、高等教育機関や学習塾がないなど教育格差がある、就職先がないため若年層が都市部へ流出しているといった御意見をいただくなど、人口減少や少子・高齢化の進行に直面する中での今後の地域の在り方について、多くの切実な御意見をいただいているところでございます。

道といたしましては、引き続き聴取を行うとともに、アンケート調査も含め取りまとめをし、現在検討を進めている計画の素案に反映していくことで、より実効性の高い計画づくりに努めてまいります。

○佐々木大介委員 今、地域の直面する課題などに関する意見などについて答弁をいただきました。

高校生や大学生といった若い人たちからも意見を聞いているということではありますが、少子・高齢化が進む中、特に子育て世代や若い世代を含め、幅広い道民の方々の意見を伺い、計画策定に反映させていくことは、世代構成の偏りが大きくなっている現状においても極めて重要であるというふうに考えます。

今後、素案、原案と段階を踏んで、さらに具体的な内容が示されていくものと考えますが、こうしたプロセスの中で道民意見をどのように生かしていくのか、伺います。

また、策定後の計画の推進に当たっても、計画の内容や推進状況を道民と共有していくことが求められますが、どのように対応する考えなのか、併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 総合政策部長三橋剛君。

○三橋総合政策部長 今後の対応についてでございますが、道では、新たな計画の策定に向けまして、有識者による御議論に加えて、現在、若い世代を含む地域住民の方々や市町村の皆様からも、直接、御意見をお伺いしているところでございます。

今後は、頂いた貴重な御意見を通じ把握した地域の実情を十分踏まえまして、本道の目指す姿や政策展開の方向性について、具体の検討を進めまして、次の定例会に向けて計画の素案をお示ししてまいります。

また、新たな計画の策定後におきましても、道民の皆様にも、計画に掲げる本道の目指す姿や具体の政策について理解を深めていただくことは大変重要でありますことから、市町村や各種団体、学校などに計画の内容を広く周知するとともに、説明会や出前講座など様々な手法を活用し普及啓発を行いますほか、中期的な点検評価に向けた地域住民の皆様への丁寧な意向把握など、より効果的な推進管理の手法も含め具体的に検討するなど、計画の実効性を高めてまいります。

以上でございます。

○佐々木大介委員 それでは、次の質問に移ります。

道内港の基地港湾の指定について伺います。

道では、新エネの導入拡大に当たり、洋上風力を重要なエネルギーと位置づけ、省エネ・新エネ促進行動計画において、2030年度の設備容量を150万9000キロワットと見込んでいるというふうに承知しています。

道内では、本年5月12日に、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向けた有望な区域に道内5区域が追加されたところであり、一般海域における洋上風力発電の導入に向けたプロセスに前進が見られました。

今後導入が見込まれる洋上風力発電の設置や維持管理には、発電設備の重厚長大な資機材の保管や組立てが可能となる埠頭が必要となることから、令和2年に改正港湾法が施行されており、改正法では、国が基地港湾に適した港湾を指定し、基地港湾の埠頭を広域に展開する発電事業者にも長期・安定的に貸し付けることができるよう特例を設けるとともに、貸付けを通じ、埠頭における複数の発電事業者の利用調整を図ることとしています。

そこで、道内における洋上風力発電の導入に係る基地港湾の指定に向けた取組について、以下、伺います。

まず初めに、令和3年第4回定例会の基地港湾の指定に係る同僚議員の質問に対して、道は、港湾管理者と連携し、発電事業者の動向や全国の基地港湾での取組状況などについて情報共有を図るとともに、道内港湾の地理的な優位性を国に訴えていくなど、洋上風力発電を活用した道内

【第1分科会 10月2日 第3号】

港湾の振興に向けて取り組んでまいるといふ答弁がありました。

国は、昨年、全国の港湾管理者に対して、基地港湾の指定に係る意向確認を行っており、道内では4港が、将来的に基地港湾の指定の意向がある港湾として公表されています。

道は、この間、港湾管理者との連携や国との調整にどのように取り組んできたのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 空港港湾担当課長笠原千義君。

○笠原空港港湾担当課長 これまでの取組についてであります。道内港湾におきましては、基地港湾の指定に向けた研修会や先進地視察などの取組を行っている地域もあり、また、令和4年に、国が道内4港湾の基地港湾指定の意向を公表するといった動きの中、道では、港湾管理者向けに開催している港湾機能強化検討会におきまして、先進事例に係る講演や意見交換を実施したところでございます。

また、市町村や関係団体が参加いたします北海道洋上風力推進連携会議を開催し、洋上風力発電の動向や全国の基地港湾の取組などにつきまして、港湾管理者をはじめとする関係者と情報共有を図り、基地港湾としての活用に向けた機運の醸成に努めてきたところでございます。

○佐々木大介委員 次に、道内港湾の状況について伺います。

近年は風車が大型化しており、基地港湾には、大型風車に対応した岸壁の地耐力や、大規模な事業を施工できる保管エリアの確保が必要とされていますが、現在公表されている道内4港の基地港湾の指定に係る基準への適合について、道としてどのように評価をされているのか、また、基地港湾の指定に向けた課題について伺います。

○笠原空港港湾担当課長 道内港湾の状況についてであります。基地港湾の指定に当たり、国におきましては、洋上風力発電設備の設置、組立て、大規模修繕、撤去などの作業に必要な岸壁の水深や延長、地盤の強度や広さといった具体的な基準については、洋上風力の大型化などを踏まえ、基地港湾指定時点の最新の知見に基づき判断するとしているところでございます。

このため、道内の港湾につきましては、現時点での十分な評価は困難と考えますが、例えば、必要な岸壁の水深や延長につきましては、指定済みの港湾と同程度である一方、国の有識者会議の資料では、50万キロワット規模の大規模発電所の施工に必要な面積は27.5ヘクタールから32ヘクタールと試算されているなど、案件によっては、単独の港湾では必要な基準を満たさない状況もあり得ることが課題と思料されているところでございます。

○佐々木大介委員 今お答えいただきましたとおり、風車機材の大型化等によりまして、この基地港湾の指定には大きな埠頭面積が必要であるというようなこともありまして、現在の道内の港湾では、こういった部分を満たしていないような港湾もあるということでもあります。

国土交通省によると、基地港湾の指定に向けた考え方では、基地港湾として十分な面積が確保されない場合にあっても、近隣港湾を基地港湾を補完する港湾として利用する可能性を念頭に置くとしています。

道においては、道内港湾間の情報共有や連携調整を図りながら、基地港湾の指定に向けた取組

を推進していくべきと考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 施設管理担当局長所秀和君。

○所施設管理担当局長 今後の取組についてであります。洋上風力発電の導入に向けた基地港湾の指定は、風車などの発電設備の搬入や設置をはじめ、維持管理業務や関連産業の集積が進むなど、港湾の発展に大きく寄与することはもとより、地元経済の活性化や雇用の拡大につながることを期待されるものと認識しております。

今後、案件形成の状況によっては、近隣港湾との連携を検討することも想定され得ることから、道としては、引き続き、港湾管理者など関係機関と連携し、必要な情報の収集と共有を図るとともに、道内港の基地港湾への早期指定を国に要望してまいります。

○佐々木大介委員 それでは、次の質問に移ります。

交通政策について伺います。

初めに、道南いさりび鉄道についてであります。

北海道新幹線の新函館北斗開業に合わせて、平成28年3月に鉄道運行を開始した道南いさりび鉄道は、JR北海道から旧江差線を引き継ぎ、これまでの間、沿線地域の通勤通学などの生活路線として多くの住民に利用されているほか、北海道と本州を結ぶ物流ルートとして、その役割を果たしています。

道南いさりび鉄道による運行が始まってから7年以上の月日がたち、鉄道会社を取り巻く社会情勢にも大きな変化が生じています。開業以来、厳しい経営環境に置かれている道南いさりび鉄道に関する道の所見などについて、以下、伺ってまいります。

初めに、道南いさりび鉄道は、経営計画においても、開業当初から運行収入が運行経費を下回り、運行赤字が発生する見込みとなっており、そのため、道及び沿線市町により、毎年度、赤字に対する支援を実施していると承知しています。

これに加えて、今般、設備投資への支援を行うとしていますが、その考え方について伺います。

○久保秋雄太委員長 並行在来線担当課長小林達也君。

○小林並行在来線担当課長 支援の必要性などについてであります。道南いさりび鉄道の経営安定化に向けては、毎年度生じる損失に関し、道と沿線市町による一定の負担割合の下で欠損補填を行っていますが、鉄道施設の老朽化に伴う整備費用が開業当時の見込みを上回っていることから、道では、鉄道輸送の安全性を最優先とするための修繕や設備更新については、その平準化を図りながら、着実かつ計画的に取り組むことが必要と考えています。

このため、道としては、令和7年度までの経営計画期間内の運行や安全投資を着実に実施する必要があるとの認識の下、今般、設備投資を対象とした支援について、関係する予算を今定例会に提案させていただいたところです。

○佐々木大介委員 いさりび鉄道については、道内初の並行在来線として開業する以前から今日まで、道や沿線自治体が主体となって鉄道事業の安定化に向けて協議を重ねてきていますが、そ

【第1分科会 10月2日 第3号】

の経営実態は厳しく、三セクによる鉄道運行の維持は決して容易ではないことは、誰もが感じているところです。

しかし、先ほどの今定例会に提案されているいさりび鉄道への支援に関する考え方を踏まえれば、その安定的な経営を維持していくために、鉄道の安全、安心な運行に必要な設備投資を対象とした支援を行うことについて、今後の鉄道輸送を確保していくために欠くことができない対応であるというふうに評価するところであります。

こうした対応は、道南いさりび鉄道が、旅客、貨物の双方において重要な役割を果たしているからであり、これは、今後の方向性においても大きく変わることはないものと考えていますが、現経営計画期間は令和7年度までであり、令和8年度以降の方向性は現時点では明らかになっておらず、今回の検証においても、令和5年度中に判断するというふうにされていますが、道は、今後どのように対応していく考えか、伺います。

○久保秋雄太委員長 鉄道担当局長齋藤由彦君。

○齋藤鉄道担当局長 今後の方向性についてでございますが、道南いさりび鉄道は、通勤通学の定期利用の割合が旅客輸送の約7割を占め、沿線市町の公共交通として重要な役割を担っておりますほか、観光列車「ながまれ海峡号」の運行など、道南地域における観光振興にも寄与していることに加えまして、貨物列車が運行されており、全国の物流ネットワークの維持を図る観点からも、欠かすことのできない重要な路線としての特性も有しているところでございます。

こうした認識の下、道といたしましては、令和8年度以降の方向性について、道南いさりび鉄道が地域鉄道として担ってきた役割を考慮するとともに、会社の経営方針などの聴取を通じまして、厳しい経営実態を的確に捉えつつ、沿線自治体の意見なども十分に踏まえながら、慎重に協議検討を進めていく考えでございます。

以上でございます。

○佐々木大介委員 それでは、次に、精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度について伺います。

このことについては、先日開催された予算特別委員会の保健福祉部所管審査においても、同僚議員から同様の質問があったところですが、交通政策にも関連することから、改めて伺います。

道では、障がいのある方が地域で安心、安全に暮らせる社会の構築に向けて、これまで、障がい者施策において、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の3障がい一元化が進められ、3障がい者の制度格差の解消に向けた取組が進められてきたというふうに承知をしております。

その中で、公共交通機関においては、障がい者施策として、運賃割引制度の導入への取組が進められていましたが、いまだ多くの公共交通機関では運賃割引制度の導入はされておらず、精神障がい者の自立と社会参加に向けて大きな支障となっています。

精神障がい者や御家族が通院等に利用する公共交通の運賃負担が経済的な負担となっている実態を踏まえると、交通事業者には、運賃割引制度に対する意義などについて理解を深めていただきながら、道としても早期に導入に向けた取組を進めていく必要があると考えますことから、以

下、伺ってまいります。

初めに、道内のバス事業者やJRなどの軌道交通事業者においては、身体障がい者や知的障がい者への運賃割引制度が導入されていますが、精神障がい者においては、いまだ多くの交通事業者で運賃割引が実施されていない現状にあります。

現在の交通事業者の導入状況について伺います。

○久保秋雄太委員長 地域交通担当課長齋藤冬樹君。

○齋藤地域交通担当課長 運賃割引に係る状況についてであります。道において毎年度行っております実施状況調査では、令和5年1月1日現在、精神障害者保健福祉手帳を保有する方々に対しまして運賃割引を実施している交通事業者は、バスについては、調査対象とした51事業者中30事業者で、タクシーについては、311事業者中114事業者で実施しているとの回答を得たところです。

また、個別に、旅客運送を行う鉄道事業者や路面電車を運行する軌道交通事業者に対して確認したところ、5事業者中3事業者において、精神障がいのある方々に対する運賃割引が実施されているところでございます。

○佐々木大介委員 今、道内事業者の実施状況についてお答えをいただきました。

精神障がいのある方は、病院等への定期的な通院が必要不可欠であり、広大な面積を有する本道にとっては、通院に時間や費用を要し、精神障がい者の御本人や家族にかかる交通費などの経済的負担は極めて大きいというふうに考えます。

精神障がい者に対する運賃割引制度の導入について、道として、これまでどのように取り組んできたのか、伺います。

○齋藤地域交通担当課長 取組状況についてであります。道としては、障がいの種別による格差が生じることなく、身体障がいや知的障がいのある方々と同様の運賃割引が精神障がいのある方々に対しても実施されることが望ましいと考えております。

このため、道では、道内交通事業者における運賃割引の実施状況を把握するとともに、精神障がいのある方々においても、他の障がいのある方々と同様に運賃割引が受けられますよう、割引を実施していないバスや鉄道事業者など、個別の交通事業者のほか、バス協会やハイヤー協会など関係団体への要請を行ってきたところでございます。

○佐々木大介委員 3障がい一元化が始まって10年以上経過していますが、交通事業者においては、精神障がい者に対する運賃割引制度の導入はまだまだ不十分であります。

北海道障がい者条例の第13条には、「道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない。」と定められています。

バスやタクシー事業者などに対し、精神障がい者への運賃割引の実施について強く働きかけるべきと考えますが、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 交通政策局長千葉繁君。

○千葉交通政策局長 今後の対応についてでございますが、公共交通機関における運賃の割引は、精神障がいのある方々の積極的な社会参加を進める上で大変重要であると認識しており、精神障がいのある方々の通院等における経済的負担の軽減や移動手段について、利用しやすい環境づくりを進めていくことが必要と考えています。

このため、道といたしましては、国に対し、運賃割引制度について精神障がいのある方々も対象とすることを関係機関に働きかけるよう、引き続き要望するとともに、関係部局と連携しながら、交通事業者や関係団体に対しまして、精神障がいのある方々への割引制度の意義や、他の事業者における導入状況などについて情報提供等を行いながら、制度導入に向けた検討を促してまいります。

以上でございます。

○佐々木大介委員 それぞれ、今後の取組についてお答えをいただきました。

この点につきましては、障がい福祉、そして、交通政策の両面から連携して取り組んでいただくことを求めまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、鉄道の維持・活性化に向けた対応などについて伺います。

我が会派の代表質問において、鉄道の維持・活性化に向けては、沿線をはじめとする多くの関係者の総意を確かなものとする事、また、そのためには、道の存在が大きく、中心となって取り組む必要があることなどについて所見を伺い、知事からは、鉄道のネットワークとして重要性や価値などを発信するといった考えが示されたところです。

こうした考えの下には、実務者においても同様に、知事の考えや地域の懸念に対し認識の共有を図り、様々な対応を図っていく必要があると考えますが、道の所見を伺います。

○齋藤鉄道担当局長 維持困難線区に関する今後の対応についてでございますが、JR北海道のいわゆる黄線区における取組に係る総括的検証の方法などにつきましては、現時点で定まったものではありませんが、検証に当たっては、沿線首長から多くの御意見がありますように、国が監督命令を発した際には想定されていなかったコロナ禍や、現在、各線区で進められている実証事業の実施状況などについても十分に考慮する必要があると考えております。

このため、道といたしましては、今後、実務者間の協議を重ねる中で、JRや国に対しまして、地域の考えや懸念を伝えるとともに、総括的検証やその後の対応方向の検討に当たっては、地域の意向が反映されるよう働きかけてまいります。

以上でございます。

○佐々木大介委員 JRの維持困難線区に関する対応は、沿線地域において特に関心が高い課題の一つであると考えます。

ただいまお答えいただきましたとおり、この問題の解決には、知事の強い姿勢のみならず、実務者による協議が相まって、初めてその道筋が見えてくるものと考えており、そのどちらも極めて重要であります。

また、JR問題を中心に、公共交通を取り巻く情勢は厳しさを増していますので、改めて、この件につきましては知事の認識を伺いたく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

最後に、北海道医療大学の移転について伺います。

北海道医療大学を運営する学校法人東日本学園は、9月27日の理事会にて、当別町などにある大学施設を、2028年4月をめどに北広島市にある北海道ボールパークFビレッジへ移転することを決定したということが公表されました。

移転元となる当別町は、これまで、大学と共にまちづくりを進めてきた経緯もあり、このたびの唐突な移転発表に、地元では大きな衝撃と不安が生じています。

そこで、以下、伺ってまいります。

初めに、移転に係る経緯についてであります。

今回の移転決定に関し、道は、いつ、どの段階で、大学側が移転に向けた検討を行っていることを把握されたのか、その経緯について伺います。

○久保秋雄太委員長 地域創生局長大野哲弘君。

○大野地域創生局長 北海道医療大学の移転についてでございますが、道といたしましては、9月22日、本件に関する報道がなされたことにより、報道を通じてその概要を承知したものであります。

その後、公開で行われた9月28日、大学側から当別町への説明会を石狩振興局が傍聴し、状況を把握したところであります。

以上です。

○佐々木大介委員 次に、今後の対応について伺います。

大学の移転は、移転元となる地域にとって、まちづくりや地域経済への影響も大きいものであり、地元地域への説明や協議がない中での移転決定は、地域への配慮に欠けていると感じざるを得ず、残念に思うところです。

地域からは、地域経済への影響や移転後の跡地がどのようになっていくのかなど、既に今後を憂慮する声が聞かれています。

道として、今後どのように対応していく考えか、伺います。

○大野地域創生局長 今後の対応についてでございますが、北海道医療大学の移転は、学生、教員の減少により、飲食店、商店街、住居を提供する不動産賃貸業や公共交通への影響など、地域経済への影響が懸念されるところでございます。

今後、北海道医療大学の移転に係る当別町と東日本学園の協議が継続されますことから、道といたしましては、協議状況について注視するとともに、町や町内関係団体からの相談などに適切に対応してまいります。

以上です。

○佐々木大介委員 終わります。

○久保秋雄太委員長 佐々木委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了



【第1分科会 10月2日 第3号】

いたしました。

川澄宗之介君。

○川澄宗之介委員 私のほうから、まず、新たな総合計画と地域づくりについて、その方向性について伺っていきたいと思います。

我が会派の代表質問におきまして、新たな総合計画、また、今後の見直しを行う創生総合戦略に関し、これまでの総括の考え方や道としての課題について議論をしてきたところでもあります。

こうした議論を踏まえながら、地域の目線に立って、今後の地域づくりをどうデザインしていくのか、そういった視点で、以下、質問していきたいと思います。

まず、人口減少に関する認識について伺います。

道が示した新たな総合計画の素案では、現在の総合計画においても、人口減少問題や本道の強靱化といった喫緊の課題への対応を重点に推進してきたと記載されておりますけれども、現在の総合計画が改定された令和3年当時に人口減少の想定を行った状況と現在の状況とでは、どのような変化があったのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 地域創生担当課長奈良華織君。

○奈良地域創生担当課長 本道の人口減少についてでございますが、本道の人口は、全国平均より約10年早く、1997年のピークから減少を続け、半世紀にわたり道外への転出超過が続く社会減となっている中、2003年からは、死亡数が出生数を上回る自然減に転じております。

総合計画の改定を行った2021年の人口動向といたしましては、合計特殊出生率が全国平均の1.36を下回る1.24となりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、道外への転出が抑制されたことにより、社会減については大きく減少したところでございます。

直近の状況といたしましては、本年7月に公表されました2023年1月1日現在の本道の人口は、改定時から約9万人減の約514万人となっており、自然減が続くとともに、合計特殊出生率も全国平均を下回る状況でございます。

一方で、社会増減につきましては、コロナ禍における地方への関心の高まりなどにより、日本人の道外への転出がいまだ抑制されていることに加え、入国制限の緩和により、外国人の転入者が大幅に増加している状況でございます。

以上でございます。

○川澄宗之介委員 人口減少問題ということで、私が学生だったちょうど二十歳頃、30年前ですけども、北海道の人口は560万人を超えていたのじゃないかなと思っています。私の小樽も、毎年2000人、気持ちよく減っている状況であります。

こういった中で、北海道を取り巻く現状というのは、年少人口や労働人口の減少、2024年4月以降における自動車運転業務の時間外労働の上限規制など、課題が山積している状況にあると認識をしています。

新たな計画の計画期間となる今後10年間における道民生活や経済活動を考えるとき、こうした

課題への対応をどう位置づけていくのかが重要なポイントになるかと思えますけれども、その点についての所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 計画推進課長佐々木敏君。

○佐々木計画推進課長 課題への対応についてでございますが、道では、新たな総合計画の策定に当たりましては、人口減少問題や人手不足といった本道が直面する課題を十分認識し、こうした重要課題への対応を政策検討の基本的な視点の一つとして位置づけ、検討を進めていくことが必要と考えてございます。

また、検討に当たりましては、北海道総合開発委員会での御議論に加えまして、本道の将来を担う若年層をはじめ、幅広い世代や地域、職種の方々や市町村の皆様から直接伺った御意見を通じ、地域の実情をしっかりと把握していくことは大変重要であり、こうした考え方に立って、本道の目指す姿とその実現に向けた政策展開の方向性について、具体的に検討してまいります。

○川澄宗之介委員 人口減少を見据えた計画策定について伺いたいと思います。

骨子案の中では、人口減少、高齢化の傾向というのは今後も強まると示されています。総合計画は、これまではどうしても右肩上がりという形で物事が進んできたかと思うのですが、今の人口減少という部分で考えていけば、やはり、なかなかそういった部分は厳しいかと思っています。解決すべき大きな課題が積み残されている現実にも目を背けないというのが今の現状ではないかというふうに思っております。

人口減少対策というのは、もちろん必要であり、合計特殊出生率の改善に向けても、これまでとは違った政策の展開がなされるであろうと期待をしているところでもあります。今後10年間の人口減少、また、年少人口の減少や労働人口の減少を踏まえると、経済、エネルギー、1次産業の振興などについては、言わば、人口減少期、高齢化時代を見据えた総合計画にならざるを得ないというふうに考えておりますけれども、見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 計画局長笠井敦史君。

○笠井計画局長 人口減少下における計画策定の考え方についてでございますが、道では、新たな計画における2030年代半ばの北海道が目指す姿とその実現に向けた政策展開の方向性の検討に当たりましては、全国に比べ急速に進行する本道の人口減少やその影響などを踏まえ、人口減少問題など本道が直面する重要課題への対応といった視点とともに、本道のポテンシャルを生かし、道外、海外の新たな需要を取り込み成長につなげる、成長や潜在力の発揮といった視点、さらには、道内各地域がそれぞれ有する固有の特性を生かした各地域の発展といった視点についても重要と認識してございます。

道といたしましては、こうした考え方の下、具体的な検討を進め、総合開発委員会での御議論も踏まえ、市町村をはじめ、地域住民の皆様方から御意見を伺いながら、計画の素案を取りまとめまいります。

○川澄宗之介委員 人口減少社会に向けた取組ということで、私の後志は、本当に北海道の縮図だというふうに思っています。小樽のような都市部もあれば、今、ニセコのようににぎわってい

【第1分科会 10月2日 第3号】

る地域もありますし、1次産業、また、農業を抱えている地域もあって、人口減少は本当に大きな課題だと思っています。そういった点を含めて、地域のポテンシャルを最大限生かすような体制をつくっていただきたいことを指摘しておきます。

次に、多様な人材の活躍について伺ってまいります。

人口減少・高齢化のさらなる進行により、社会や経済を支える生産年齢人口も合わせて減少していくこととなりますけれども、こうした状況にあっては、やはり、多様な人材に活躍していただく、それが大変重要な視点だというふうに認識をしているところでもあります。しかし、今回の道が示した骨子案には、残念ながら、まだそういった記述が見受けられず、道の姿勢が明確となっていないというふうに認識をしているところでもあります。

知事は、第2回定例会の我が会派の質問に対し、人材確保に関して、就業困難な方々を含め、地域経済を支える人材の確保に努めてまいると答弁され、また、今定例会の質問においては、北海道雇用・人材対策基本計画に、女性や高齢者、障がい者はもとより、性的マイノリティーといった方々が働きやすい労働環境をつくるといった視点も踏まえ、検討するとも答弁をされているところでもあります。

道民一人一人の個性や多様性に配慮しつつ、全ての人々が活躍していく社会の実現は、SDGsの目標達成にも資するものでありますし、また、これまでの知事の答弁を踏まえていけば、新しい総合計画の目指す姿、また、政策の方向性に明確な形で記載していく必要があるかと思えますけれども、この点についての所見を伺います。

**○佐々木計画推進課長** 多様な人材の活躍についてでございますが、人口減少が進む中で、地域経済の維持拡大を図るためには、人手不足への対応は喫緊の課題であり、人材の確保と省力化の促進の両面での対応が急務と認識してございます。

こうした中、8月に開催いたしました総合開発委員会では、委員の皆様から、人材確保に関し、それぞれの地域が持つ多様な特性や、高齢者、女性、外国人など、人の多様性を生かしていく必要がある、北海道の今後の発展に向け、誰もが自分らしく暮らし、自己実現できる、地域や社会の多様性を力に変えていけるような意識が必要といった御意見をいただいたところでございます。

道といたしましては、新たな総合計画の策定に当たっては、こうした委員の皆様のお意見も踏まえ、北海道の目指す姿とその実現に向けた政策展開の方向性について、具体的な検討を進めてまいります。

**○川澄宗之介委員** 今御答弁いただきましたけれども、ダイバーシティという言葉が出て久しいかなと思っています。いろんな方々がこの社会で活躍していける体制をつくっていくことが、これからの北海道に本当に求められていることだと思っていますので、ぜひ、それを実現するためにも、具体的な検討を早急に進めていただきたい、このことを申し上げておきたいと思えます。

次に、地域格差への対応についてお伺いをしていきます。

人口減少、また、人口減少から派生する課題について伺ってきたわけでありませけれども、今、道内では、札幌もいよいよ人口減少の局面に入ってきたと認識をしておりますし、先ほど申し上げましたけれども、私の小樽でも毎年2000人、後志全体でも本当に人口が減っている状況でもあります。地方においては、予想以上に人口が急速に減少している、これは確実な状況でもあります。

地域づくりの基本方向についてこの後伺いするつもりでありますけれども、今回の総合計画が北海道全体を何となく漫然と捉えているのであれば、札幌市、また、今、ラピダス社の進出に伴う半導体産業の集積が今後進んでいくであろう石狩管内、こういった市町村が北海道を発展させる大きな要因として位置づけられることとなっておりますけれども、これは、やはり、地方に目を向けていけば、人口減少・格差が加速度的に進んでいく、そういった中で、人口が維持できない集落というものも存在してくるわけであります。

また、2030年度末を目途に北海道新幹線の建設が鋭意進められておりますけれども、札幌の開業に伴い、ストロー現象が起きて、札幌への一極集中がさらに進むのではないかと、こういったことで、北海道というのは、本当に、地域と道央圏、札幌を中心としていびつな状況になってしまう、こういったことが懸念されているものと考えております。

新たな総合計画の目指す姿にも関わってまいりますけれども、新たな総合計画において、地域格差の問題というものをどのように位置づけていくのか、見解を伺います。

**○佐々木計画推進課長** 地域格差への対応についてでございますが、本道における地域別の人口減少については、2010年と2020年の対比では、石狩振興局が増加となっている一方で、他の地域は全て減少している状況にあり、今後の将来推計人口においても、こうした傾向は継続することが見込まれることから、2030年代半ばにおける地域間の人口規模の格差はさらに広がることが懸念されているところであり、道では、このたび取りまとめた骨子案において、こうした状況を整理した上で、現況と展望として記載し、総合開発委員会において御議論いただいたところでございます。

道といたしましては、こうした点を十分認識し、新たな計画の検討に当たりましては、重要課題への対応、成長や潜在力の発揮に加えまして、各地域の発展という三つの視点で検討を進め、それぞれの地域の持続的な発展を本道全体の活性化につなげていくといった考え方に立って、各地域の目指す姿とその実現に向けた施策の方向について、具体的な検討を進めてまいります。

**○川澄宗之介委員** 地域が厳しい状況というのは、皆さんも御理解していることかと思えます。

私も、8月に子ども政策調査特別委員会で檜山管内を訪れて、委員の皆さんと管内の7町の首長さん方と意見交換させていただきました。

全力で頑張っている、特に子ども・子育て政策をやっているけれども、やはり、地域から人がいなくなってしまう、そういった課題がある。そういったところでは、ラピダスの話が出てきているけれども、地方には関係ないのじゃないかというような声も頂いたところでもあります。

答弁にもありましたけれども、それぞれの地域の持続的な発展という言葉は非常に重要だと思

【第1分科会 10月2日 第3号】

いますので、ぜひ、そういった点と絡めて取組を進めていただければと思っています。

次に、地域づくりの基本方向について伺います。

示された骨子案では、地域づくりの基本的な考え方は現行の総合計画とほぼ変わっていない、6連携地域と14振興局所管地域の区分も従来どおりというふうになっております。

ただ、例えば、道央広域連携地域というのを見ていけば、中核都市の札幌とその他の地域の格差があまりにも大きいというふうに考えておりますし、一体となって取り組む、連携して取り組む対象となるのか、疑問に感じることもあります。

私どもの小樽、後志地域というのは、医療も大学も含めてでありますけれども、経済、雇用は、札幌市に非常に依存をしている体制でもあります。札幌市は、人口減少を食い止めるダムとなっていると言っても過言ではありませんけれども、その一方で、札幌市への人口流出、働き手の札幌への流出が地域の過疎化を招き、地域を持続させていくことすら難しい、厳しい状況を生じさせていると感じております。

そういった状況を踏まえると、従来の6連携地域と14振興局所管地域とは違った組合せというものも考えられるのではないかというふうに思っておりますので、その検討が必要と思います。この点についての所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 地域創生局長大野哲弘君。

○大野地域創生局長 地域づくりの基本方向についてでございますが、道では、地域づくりを進めていく上で、一定の人口規模以上で、行政をはじめ、経済、医療などの面で拠点性の高い6市を中核都市と位置づけ、これらを拠点とする六つの連携地域と14の振興局所管区域を計画推進上のエリアとして設定しておりますが、ジオパークを活用した地域づくりなど、プロジェクトの効果的な推進を図るため、連携地域のエリアを超えた連携による取組についても推進しているところでございます。

道といたしましては、新たな計画の策定に当たっては、行政サービスの内容や地域の特性、実情に応じて、様々な連携により、地域課題の解決や魅力ある地域づくりに引き続き取り組んでいくことが重要と考えており、地域住民の皆様や市町村の皆様からも御意見を伺いながら検討を進めてまいります。

○川澄宗之介委員 最後に、振興局の在り方について伺いたいと思います。

骨子案では、地域づくりの基本方向に沿った具体の施策や主な取組は、振興局が各地域の中心となって実効性を確保するというふうに記載されております。地域づくりの観点からも重要な本庁と振興局、市町村との関係について伺います。

平成22年、支庁が振興局と変わりました。当時は、看板が変わっただけという声もありました。また、道議会でも議論が行われていたということをお話も伺いしているところでもあります。

そのときに新設された地域づくり総合交付金は、小樽市でも活用させていただいて、本当に助かっている、やりたいことができるというお話も頂いております。さらに、市町村からは、さら

なる拡充を望む声というの伺っているところでもあります。

ただ、市町村からは、もう少し振興局で物事が完結できるような体制があったほうがいい、札幌まで出なければなかなかかけりがつかないのでは困るといった声も出てきているところでもあります。

振興局に、より一層、権限と財源を与えて、管内市町村との連携を強め、各振興局が中心となって、地域の実情に合った地域政策を市町村職員と膝を突き合わせて議論できる体制をつくっていくことこそ、今、必要ではないかと私は思います。この点についての所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 総合政策部地域振興監菅原裕之君。

○菅原総合政策部地域振興監 振興局の在り方についてでございますが、地域づくりの拠点であります振興局が、市町村や住民の皆様と一体となって地域課題の解決に向けた施策展開を進められますよう、これまで、振興局長の裁量で振興局内の人員配置や市町村への職員派遣を決定できる地域創生枠の創設、地域づくり総合交付金による支援の充実、市町村との協働により施策展開を図るための地域政策推進事業費の増額など、その体制や機能などの充実強化を図ってきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、各地域の課題が迅速に解決されますよう、振興局が市町村の補完的役割を果たしますとともに、振興局職員が様々な機会を捉えて市町村職員と積極的に意見交換を重ねながら、振興局と地域が一体となった施策の展開に取り組んでまいります。

以上でございます。

○川澄宗之介委員 今、御答弁いただきました。後志総合振興局は、局長を中心に、本当に管内20市町村のために汗をかいていただいているところでもあります。こういった取組をしっかりと引き続きやっていただきたい。それと併せて、やはり、今、地域づくりについて伺ってきたわけでありませけれども、先ほども申し上げたように、道庁の本庁にいる皆さんが思うよりも、やはり、地域の状況というのは厳しいし、また、地域の皆さんというのは、本当に危機感を持っているところでもあります。

ラピダス社の進出については、今定例会でも議論をさせていただいているところでもありますけれども、私のまちでも、今は人材がニセコ方面に取られてしまっている、時給がいいからということで出ていきますし、ラピダスの話が出てくれば、やはり、今度は、千歳や札幌に出ていってしまって、地域で働いてもらう人が、また、賃金の問題等で厳しいのじゃないかという御意見を、地域を回って聞いてきたところでもあります。

知事は、この間、「なおみちカフェ」ということで全道各地を回っていただいて、いろんな御意見を聞いていらっしゃるわけですが、やはり、そうであるのならば、これまでの圏域にとらわれずに、地域の強みを発揮した、これからの北海道について、ぜひ語っていただきたいと思っておりますし、私どもからも、知事に対して、この点について御意見を伺っていきたくて考えておりますので、知事総括質疑への委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

続いて、地域交通政策について伺ってまいります。

【第1分科会 10月2日 第3号】

人口減少、地方分権の議論が各段階で進められているわけでありまして。私どもの小樽、後志でも、いかに地域を維持していくのか、今の総合計画にも関わってでありますけれども、若年の人口が減っている問題、また、それに伴い高校の再編統合が進んでいる状況もありますし、また、そういった状況を踏まえれば、やはり、まちの将来像というのは、なかなか描けない状況が続いているわけでもあります。

地域を維持していく上で、この交通の課題というのは避けて通れない課題だと認識をしております。後志管内から、高齢者の方が小樽市内の総合病院までバスを2時間近くかけて乗り継いで、朝、寒い冬でも来られているのです。診療が終わってから、また時間が空いてしまって、どうしようかという話もよく聞くわけでもあります。

また、倶知安などから、朝早くのJRに乗って、今、小樽の高校まで通うお子さんたちがたくさんいますし、バスを利用して岩内から通う子もいますから、放課後の部活動や様々な活動というのは、なかなかうまくいかない状況が出てきているわけでもあります。時刻表の関係もあって、こういった状況は難しくなっていると認識をしているところでもあります。

JRの路線廃止が進んで、現在もその在り方について検討がされておりますけれども、バス路線を取り巻く状況も厳しさが増しているのではないかと感じております。

そこで、交通政策について、以下、地域課題を交えながら伺ってまいります。

まず、バス路線の状況について伺います。

この10年で、バス路線の縮小、廃止を含め、どのような状況になっているのか。6月には十勝バスが市内路線やスクールバス等16便を廃止し、また、後志管内では12路線37便の減便がされるといった報道もございます。

バス路線の縮小、廃止の動きは、それぞれ、経営の問題や運転手不足の問題など、たくさんの要素があると理解しておりますけれども、道として、その要因をどのように考えているのか、まずお伺いします。

○久保秋雄太委員長 地域交通担当課長齋藤冬樹君。

○齋藤地域交通担当課長 バス路線についてであります。北海道運輸局によりますと、道内における乗合バス路線の総走行キロ数は、10年前の平成25年には全道で年間約1億8700万キロメートルでありましたが、直近の令和3年では約1億4800万キロメートルとなっており、平成25年比で約21%の減となっております。

また、国と道で協調して運行費の支援を行っております複数市町村をまたぐバスは、道内において、平成25年は176系統で運行されておりましたが、直近の令和3年では144系統となっており、平成25年比で約18%の減となっているところです。

こうしたバス路線の減少につきましては、人口減少や自家用車の普及などによります利用者の減少とともに、高齢運転手の退職や新規採用者の減少などによる運転手不足等が要因となっているものと認識しております。

○川澄宗之介委員 運転手不足の課題というのは、今に始まったわけではなくて、地元の中央バ

スさんでは、2種免許取得も応援しますということで、運転手確保のための広告をバスの中にもかなり昔から貼ってあるのですけれども、やはり、なかなか集まらないといったお話もお聞きをしております。

地域住民の生活の足の確保について伺いたいと思います。

今申し上げたような状況が続いている中で、やはり、これは地域の存続に関わる問題でもあると思っております。生活に大きく関わっているこのバス路線の縮小や廃止、また、就業環境が変化してきたこと、また、高齢者の中には免許返納など、今、道警を含めていろいろ進められているかと思えます。

こういった動きの中で、実は、バスのニーズというのは逆に高まっているというふうに私は認識をしておりますけれども、この点についての道の認識をお伺いいたします。

**○齋藤地域交通担当課長** バスの運行に係る課題への対応についてであります。道では、バス事業者が厳しい経営環境下においても安定的に事業運営ができ、運転手の就業環境の改善につながるよう、国や市町村と協調した運行費補助、車両維持経費及び燃料高騰分の財政的な支援、さらには、市町村等と連携を図りながら、バスの利用促進や利用実態を踏まえた路線の最適化などに取り組んでいるところです。

また、運転手の確保に向けましては、交通事業者やハローワークなどと連携しながら、合同就職相談会の開催や道外PRなどに取り組むほか、今後は、新たに、移住イベントへの出展や、採用活動の促進につながる事業者向けセミナーの開催などに取り組むこととしているところでございます。

**○川澄宗之介委員** 次に、並行在来線のバス転換協議等、また、利便性確保に向けた道の取組について伺いたいと思います。

今、後志管内では、やはり、この新幹線の延伸というのは、非常に大きな課題というか、問題になっておまして、函館本線のバスへの転換に関して、後志管内の沿線自治体の首長が後志ブロック対策協議会において、バス転換への方針を確認したということ承知しているところでもあります。

5月に行われた第16回のブロック会議を受けて、バス会社に協力を求める協議に入るというふうに認識しているところであります。第17回のブロック会議は、この後、10月、11月をめどに行われるというふうにお聞きしておりますけれども、今のバス会社と道の間での協議の進捗状況を伺いたいと思っております。

また、対策協議会としても、バスへの転換方針というのは、単に鉄道をバスにという結論ではなかったというふうに承知しております。この決断に至るまで、住民の皆さんからの多くの御意見もあったと思えますし、沿線の首長さん方の中にもいろんな意見があったというふうに思っております。

こういった転換の方針を決定するに当たっては、本当に自治体の苦悩があったというふうに私も思っておりますし、道も議論の方向性をまとめるために汗をかいてきたというふうに承知して



いるところでもあります。

今回の決断というものが正しかったのかどうかを証明するためには、何よりも地域住民にとって利便性が確保されることだというふうには私は考えているところでもあります。また、そのことが結果的に赤字幅の圧縮にもつながり、自治体負担も軽減されて、持続可能な交通体系の維持にもつながるといふふうに思っております。

地域の期待に応えるためにも、今後どのように取り組もうとしているのか、道の考えを伺います。

○久保秋雄太委員長 並行在来線担当課長小林達也君。

○小林並行在来線担当課長 道の対応などについてであります。後志地域における新たな交通体系の検討に当たっては、並行在来線対策協議会后志ブロック会議での議論を踏まえ、鉄道に代わるバスの運行体制の構築を基本としつつ、令和4年4月以降、関係するバス事業者の協力を得ながら、長大路線である長万部―小樽間の地域特性や実情を踏まえ、四つの区間に分けて、具体的な運行ルートやダイヤなどに関し、関係者間の協議を進めつつ、検討を深めているところであります。

道としては、新幹線開業後における人流の変化など、後志地域の交通環境の大きな変化が確実に視される状況を見据えて、利用実態に応じた戦略的なルートの検討をはじめ、地域の皆様の暮らしや観光などで利用される方々にとって利便性が損なわれることのないよう、今後も引き続き、沿線自治体やバス事業者から丁寧に御意見を伺い、また、十分な配慮を行いながら、将来にわたる安定的な交通体系の構築に向けて協議を進めてまいります。

○川澄宗之介委員 小樽市内でもバスへの転換を想定して、今、バス路線の実証実験等を住民の皆さんを対象にやってきたところでもあります。また、それぞれ交通の結節点を余市駅の跡に用意してというお話もありますし、今、後志への延伸もありますから、それとの連結などいろんな議論が出てきているところでもあります。

私は小樽に住んでいますが、やっぱり、余市から通う方が本当に多いのですよね。では、それを果たしてバス転換にしたときに、例えば、今は2両で動かしているJRの汽車をバスにしたら、何台、一気に走らせるのだという話も住民の皆さんから出ていたりするのですよね。

やはり、住民の皆さんにとっては、利便性の確保というのは何よりも重要だというふうには考えておりますので、今、協議の状況等についてお聞きをしたところでもあります。バスの事業者の方々も厳しいわけですが、住民の利便性の確保に向けてということで、最終的には、地域の住民の皆さんがバス転換になったとしても決して利便性は下がらなかったという思いになっていただくよう、ぜひ、引き続き取り組んでいただければというふうに申し添えておきたいと思っております。

次に、バス転換の際の赤字補填について伺います。

バスに転換した場合においても、鉄道からバスに代わった、いわゆる器が変わる状態であって、赤字幅は圧縮されたとしても、赤字が出るという部分については変わりはありません。また、その赤字についても、自治体が補填する方向でなければ、協議は進まないということもあつ

たわけですから、いろんな課題があったにせよ、その方向性で確認をされたというふうに理解しているところでもあります。

また、道が関わりながら、この点について汗をかいてきたということで、まとめてきたわけがありますから、この赤字負担については、今後、道としてどのように対応しようと考えているのか、伺います。

○小林並行在来線担当課長 バスの運行経費などについてであります。本年5月に開催した後志ブロック会議においては、今後のバス運行に関し、事業者の協力を求めることで、道と沿線自治体間で考え方の統一を図り、その際、実際のバス運行を想定した場合の検討事項の一つとして、運行費用に対する自治体支援としての考え方を確認したところです。

道としては、ブロック会議で確認した方向性や、個別の運行ルートやダイヤの設定に関する事業者との検討状況を踏まえつつ、運行経費に関しては、既存の補助制度の活用なども含め、今後、関係者間で丁寧に議論を重ねてまいります。

○川澄宗之介委員 この赤字の補填という部分は、これまでも、JRの路線が廃止になった後に代替バスになって、今も、例えば、浜頓別から音威子府でしたか、その部分だとか、幌加内線についても廃止になるという話があります。

バス事業者の方々などからは、やっぱり、国からの補助金が毎年縮小される心配があるということで、いろんな御要望があると私も理解をしているところでもあります。

こういった部分について、やはり、それぞれの自治体は財政が厳しいところもありますから、この赤字の問題というのは非常に大きいわけでありです。今御答弁いただいたように、既存の制度を活用するのはもちろんでありますけれども、様々な観点からしっかりと議論をした上で、赤字の縮小に向けて取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

次に、バスの運転手の確保について伺っていききたいと思います。

長万部一小樽間のバス転換については、当初から、運転手や整備士の不足、また、経営の厳しさというのは予想されていたかと思えます。現在の路線を維持するだけでも大変な中で、持続的に運転手の確保は可能なかどうか、これについては疑問があるところでもあります。

また、バス運転手の不足だけではなく、タクシーなど、いわゆる2種免許、営業に免許が必要な職種というのは、いずれも厳しい状況であるというふうに認識をしております。

私どもの党の話になってしまうのですが、夏に、管内の首長の皆さんと意見交換をさせていただきました。やはり、地域交通については、皆さん、非常に厳しい課題だと認識をされていて、地域の首長の皆さんからは、バスの運転手の育成をバス事業者の皆さんだとか民間に任せるだけではこの問題は解決できないことから、準公務員化、地域おこし協力隊や集落支援員などの利用というのも考えるべきじゃないかという御意見もありました。また、ちょっと話は大きくなりますけれども、地域によっては、ニセコ、倶知安でありますけれども、外国人の方に運転業務を担ってもらおうということも、将来的に、法的な課題はありますけれども、そういったことも検討する時期に来ているのじゃないかというお話も頂いております。

国においては、大型2種免許取得に一定の支援があるというふう聞いております。

道としても、運転手確保に向けた支援などを進めるべきと考えておりますけれども、所見を伺います。

**○齋藤地域交通担当課長** バス運転手確保についてであります。道では、これまで、北海道バス協会を通じて、運輸事業振興助成交付金を活用した大型2種免許の取得に対する助成等を行うほか、交通事業者などと連携しながら、バス運転体験をセットにした合同就職相談会の全道各地に拡大しての開催や、道外でのプロモーション活動の実施といった取組に加え、国に対して、運転手の雇用環境の整備への支援などを要望してきたところでございます。

こうした中、国においては、2種免許取得の年齢要件の引下げや、令和4年度補正予算を活用した運転手育成の費用助成などといった取組の充実を図っているところであり、道といたしましては、引き続き、国に対し、本道の実情を踏まえた制度となりますよう働きかけるとともに、地域の関係者と一層、連携協力しながら、運転手確保に取り組んでまいります。

**○川澄宗之介委員** やはり、北海道というのは、非常に厳しい路線であると思っています。ここで話すことじゃないかもしれませんが、私は乗り物が好きなのですよ。バスも結構乗ったりしていて、もちろん、ユーチューブも見ますけれども、バス関係のユーチューブを見れば、いろんな方が道内を訪れて、全国最長の路線バスというのは宗谷バスですけれども、乗っていらっしゃる方とかがいるのですよね。

ただ、やはり、地域の足の確保という部分でいけば、本当に運転手の問題というのは非常に大きいなと思っています。

先日、報道でもありましたけれども、大分県の別府市が、それこそバス運転手の確保ということで、首都圏から担っていただければ補助金を何十万円も出しますよということだったので、結局、応募がゼロだったという話がありました。

やはり、北海道に限らず、全国的に運転手不足というのは大きな課題で、人材確保にそれぞれの自治体も含めて取り組んでいるわけですけれども、本当に厳しい、そういったお話があります。

ただ、北海道というのは、地域の状況を勘案すれば、この人材確保の問題に全力で取り組んでいかなければ、地域課題を解決できないと思っておりますので、ぜひとも、国にしっかりと要望していただいて、本道の状況を伝えていただければということをご指摘しておきます。

次に、デマンドバス運行の状況について伺います。

後志管内でも、積丹の美国ー余別間のバスが廃止になるということでもあります。実際、乗っている人は少ないのですけれども、これは、地域住民の足として非常に重要で、積丹というのも、美国から先というのは本当に集落が点々としている地域でもあって、今、古平高校もありませんから、そういったところから、余市紅志高校、また、小樽まで通う子どもたちがいるのですよね。また、岩内ー泊ー神恵内間のバスも廃止になるというふうにお伺いをしています。ここも、神恵内や泊の高齢者の方が、まず岩内までバスで行って、そこから高速バスで小樽まで出て、小

樽の病院に通うという話もよく聞いているところでもあります。

こういった状況で、あっという間にこの廃止が決まってしまったわけではありますが、こういったことであれば、早めに町民だとか村民にタクシーチケットを配ったほうがよかったのじゃないかという話もちよっと漏れ聞こえているところでもあります。

交通機関の廃止というのは、やっぱり、地域間のつながりを断ち切るというふうに考えています。どうしても、公共交通がなければ、移動手段のない方々にとっては、その地域に暮らすことが難しくなり、やはり、都市部に出ざるを得ない状況になっていくというのが明らかになっています。

そういった中で、バス路線が実際に廃止された後、自治体運営のデマンドバスという運行が、後志管内でいえば、赤井川村の「むらバス」、また、仁木町でいえば、尾根内線のあったところに「ニキバス」という形でバスを走らせていまして、住民の皆さんからは安心の声が聞かれていて、赤井川村の村民の方からすれば、逆に使い勝手がよくなったということで、余市に出やすくなったという話もお聞きをしているところでもあります。

そういった部分で、今、全道的にデマンドバスの状況はどうなっているのか、まずは伺いをいたします。

**○齋藤地域交通担当課長** 市町村が運行するバスについてであります。路線バス等公共交通機関の利用が困難な地域におきましては、市町村が自ら、地域に住む方々の生活に必要な移動手段を確保するため、コミュニティーバスなどを運行しているところでございます。

こうしたコミュニティーバスや乗合タクシーなどは、本年4月現在で、道内の72市町村において262路線が運行されており、このうち、38市町村において109路線がデマンド型で運行されています。

**○川澄宗之介委員** 本当に多くなってきているのじゃないかなと思っています。それだけ自治体が何とかして住民の足を確保しようという取組なのじゃないかなと思います。

こういったことから、地域交通をどう確保していくのかというのは、非常に大きな課題だというふうに冒頭から申し上げているところでもありますけれども、この点で、地域交通の確保について、数点伺いたいと思います。

人口減少対策や持続可能な集落維持には、自治体間のつながりはもとより、住民にとって交通でつながるということは非常に大切だと思っています。持続可能な自治体を維持していくこと、集落を維持していくためにつながる、これが交通政策の上で大事なことだと考えております。

集落維持と地域交通の関連というものは、道の総合計画の中には明確に示されていないというふうに考えておりますけれども、所見を伺うとともに、JRはもちろんでありますけれども、今後のバス路線の維持や、デマンドバスなどによる地域交通の確保というものを道としてどのように進めていくのか、見解を伺います。

**○久保秋雄太委員長** 交通政策局長千葉繁君。

**○千葉交通政策局長** 地域交通の確保についてでございますが、地域の交通事業者の方々は、地

【第1分科会 10月2日 第3号】

域の暮らしや産業を支える重要な役割を担っておりますが、人口減少や高齢化の進行、燃料の高騰、さらには、輸送を担う人材の不足といった様々な課題に直面しており、厳しい経営環境にあるものと認識しております。

こうした中、道では、国や市町村と協調した運行費補助、車両維持経費等の支援、さらには、喫緊の課題であります運転手確保に向け、交通事業者などと連携を図りながら、合同就職相談会の開催や道外PRに取り組むとともに、全道14地域で地域公共交通計画を策定し、地域の交通事業者の方々や市町村、関係団体など、多様な主体が連携協力しながら、バスのデマンド化や路線の最適化などに向けた取組を進めることとしております。

道といたしましては、引き続き、交通事業者や市町村など、地域の関係者とより一層連携協力しながら、地域住民の生活を支える地域交通の確保に向け、取り組んでまいります。

**○川澄宗之介委員** 最後に、地域公共交通計画について伺いたいと思います。

全道14地域に地域公共交通計画というものがあります。2020年に地域公共交通活性化再生法というのが制定されたというふうに認識をしております。2022年度には、後志管内の自治体では、振興局が中心となって、広域的な地域公共交通計画が策定をされていますが、管内自治体からは、地域交通を確保していくには、やはり、どうしても財政的な支援というものがなければ、将来的な公共交通の維持というのは非常に難しいという声が多く出ています。

今後、道としても、国に対して支援を求めていくべきだというふうに考えておりますけれども、道の対応を伺います。

**○千葉交通政策局長** 今後の対応についてでございますが、人口減少や高齢化の進行、運転手不足など、地域を取り巻く交通環境が大きく変化していく中、地域交通を安定的に確保していくためには、全道14地域において、市町村や地域交通事業者などとの連携の下、策定いたしました地域公共交通計画に掲げる施策を着実に推進していくことが重要と考えておまして、道では、地域の関係者の方々と連携しながら、乗合バスの利便性向上や利用の促進、さらには、路線の最適化などに取り組むこととしております。

道といたしましては、引き続き、必要な予算の確保について国に要望してまいるとともに、地域の関係者と連携を図りながら、地域公共交通計画に基づく各般の施策を着実に進め、持続可能な地域交通の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○川澄宗之介委員** 今、交通政策局長からもいろいろとお話をいただきましたけれども、公共交通をどう維持していくのか、地域にとっては本当に大きな課題だなと思っています。

私は、移動にはなるべくJRやバスを使うようにしておまして、先日も、根室の小学校の視察に行くときに全てJRで行きました。小樽から約8時間かかって、お尻が痛くなったのですが、それでも、それでも、地域の方の足として、途中途中、区間では地域の方が乗っていらっしゃる。降りては、また、次、学生が乗ってくるというような大切な生活の足だと感じています。

小樽市内のバスも、これまでは時刻表を気にしないでも乗れていたのですが、今は時刻

表を見ないと乗れないだとか、最終のバスの時間がかかなり早まって、地域の方からいろんな御意見をいただいています。

そういったところに使い勝手のいい時刻表をつくるというのも一つの手だなと思っていますし、そのためにビッグデータ等を活用して、例えば、年金支給日については、バスの本数をちょっと増やしてみたりだとか、買物時間帯に合わせて、今まで日曜ダイヤとか平日ダイヤだけだったところをちょっと変えてみるという方法もあるかなというのは、私は、地域住民の皆さんといろんな話をさせていただいているところでもあります。

これまで、交通政策について伺ってまいりましたけれども、知事は、夕張市長時代に、攻めの廃線という形で、夕張線を廃止し、それと引換えというわけではありませんけれども、バスをしっかりと、足を確保するというでやられてきたということは、記憶に新しいと思っております。

しかし、残念ながら、夕鉄バス、市内路線ではありませんけれども、札幌ー夕張間の路線廃止というような話が出てきておまして、本来であれば、しっかりと都市とのつながりも確保しながら、また、そこから市内各所へつながるといった大切な役割を果たすべきだったものが、それができなくなってしまうという状況が見られています。

地域住民の皆さんの中には、バス路線が廃止になって、デマンドバスができてよかったなという方もいます。でも、そのデマンドバスが、今度、財政的に維持できなくなれば、今、国が進めようとしています自家用有償旅客運送でしたか、それにスイッチしていく。でも、そこは担い手がいなければできないわけですから、また、それもできなくなれば、いよいよ本当に公共交通というのが存在しなくなってしまうと、地域というのは、おのずと消えていってしまう状況になりかねないと思っています。

こういった点については、やはり、新たな総合計画ともつながる部分だと思いますし、知事として、この交通政策は全力で取り組んでいただきたいと思いますと思っております。改めて、知事にこの点についてお伺いしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

最後に、地域おこし協力隊について伺ってまいりたいと思います。

このことに関して、知事の目玉政策でもある応援団第二章について、我が会派の各議員において質問してまいりました。また、その課題や実効性についてただしてきたところでもございます。

北海道というのは、全国一、地域おこし協力隊員のいる地域でもあります。やはり、協力隊員として来られる方々というのは、北海道の魅力、また、潜在的なものに引かれて、地域を支える一員になりたいと思って、皆さん、道外からも来られているのではないかなというふうに思いますし、それで応募されているというふうに思っています。

その地域おこし協力隊員を道がしっかりとサポートしていくということでもありますから、やはり、道がそこに乗り出すからには、その制度もしっかりとしたものでなければならないというふうに私は考えているところでもあります。

【第1分科会 10月2日 第3号】

そこで、以下、数点、地域おこし協力隊について伺います。

まず、道が起用する協力隊員について伺います。

道では、地域おこし協力隊員サポート推進室というのを設置し、ホームページを通じて、地域おこし協力隊員をサポートする協力隊員——ちょっとややこしいのですけれども、そういった形を、ホームページを通して、地域おこし協力隊員の様々な悩み事だとか、暮らし、いろんなことをサポートしませんかということで、私もホームページを見せていただいたのですけれども、募集をかけていたというふうに承知しておりますが、その応募がなかなか集まらず、2度ほど期間を延長して、ちょうど先週の29日の金曜日が締切りだったというふうに承知をしているところでもあります。

まず、その応募の結果について伺いたいと思います。

○久保秋雄太委員長 官民連携推進局参事高橋憲正君。

○高橋官民連携推進局参事 募集結果についてでございますが、道では、協力隊員のさらなる確保や定着に向け、道内で活躍する隊員や隊員希望者の方々からの相談対応、道内市町村の隊員募集情報の発信などの業務に取り組んでいただくため、道において、今年度、新たに協力隊員2名を募集することとし、市町村の地域おこし協力隊員の取組をサポートすることといたしました。

道の隊員募集は8月から開始したところであり、これまで3名の方々から応募いただいたところでございます。

○川澄宗之介委員 本当はもっとたくさん来るのかなと思ったら、3名というちょっと寂しい感じでもあります。

この協力隊員のサポート業務というのは、月額報酬が11万5000円というふうに、結構安いんじゃないかなと認識をしております。また、その処遇については、いわゆるパートタイムの会計年度任用職員ということで、その更新についても3年までというふうにしています。

内容については、本当に重要な役割を担うのではないかというふうに認識しているところでありましてけれども、知事が目玉政策の一つでありながら、こういった処遇ではあまり本気度が感じられないなというのが本音でもあります。副業もできるというふうに聞いておりますけれども、協力隊員の活動のほうは副業ではないかといった声も出てきているところでもあります。

応募がなかなか集まらなかったことへの認識、また、本気で地域おこし協力隊員を支え、道内自治体の活性化を考えるのであれば、報酬額の再検討を含めた処遇改善というのを検討すべきだと思いますけれども、見解を伺います。

○高橋官民連携推進局参事 道の協力隊員の募集等についてでございますが、道では、募集に当たり、総務省の手引に基づいて、会計年度任用職員として最長3年で任用することとしており、報酬額は、会計年度任用職員の取扱要綱等に基づき設定の上、協力隊の方々の就労の実態も踏まえ、報酬額に加え、年2回の期末手当と通勤費用相当額の支給、さらには、国の財政措置を活用した公宅の無償貸与も提示しております。

一方、隊員は、就任に当たり、原則、現住所地より人口の少ない地域への転居が必要といった

募集条件が付されており、こうした中、現在3名の方々から応募をいただいたところでございます。

以上です。

**○川澄宗之介委員** なかなか国の要件というの厳しいなというのが正直なところですが、ただ、それに沿った形でやると、やっぱり、こうならざるを得ないのじゃないかなと思っています。勤務地も札幌でもありますから。

やっぱり、本気で支えていくためには、道の本気度というのが試される所じゃないかと思っています。まず、この協力隊の活動がどのように進むのか、しっかりと今後注視をしていきたい、そのように考えているところでもあります。

最後に、隊員募集における道のサポートについて伺います。

隊員の方の中にも、一定程度の割合で性的マイノリティーの方もいらっしゃるというふうには思いますが、なかなかそういったことの理解が進んでいない地域もあります。人権を侵害するような言動もあると聞いているところでもあります。

性的マイノリティーの隊員希望者がこのような自治体を選択することは、なかなかないのじゃないでしょうか。

選ばれる自治体となるためには、例えば、町内会館等に啓発ポスターを貼ることや、回覧板でにじいろガイドブックを回覧するなど、啓発に努める必要があると考えます。

隊員の募集時における道のサポートについてお伺いをします。

**○久保秋雄太委員長** 官民連携推進局長所健一郎君。

**○所官民連携推進局長** 隊員募集時の支援についてでございますが、地域おこし協力隊員は地域活性化の重要な担い手であることから、多くの隊員の方々に本道で活躍していただくため、道では、協力隊への支援の一環といたしまして、今年度、新たに、ほっかいどう協力隊ワンストップ窓口を設けたところでございます。

この窓口では、市町村職員や現役隊員のみならず、これから道内で隊員になることを希望している方々も対象に各種相談に対応しており、道といたしましては、隊員希望者が地域で隊員として活躍できるよう、人権への配慮など、様々な相談事に寄り添った対応を行うとともに、必要に応じ、市町村にも受入れ体制の助言を行うなど、隊員募集のサポートに努めてまいります。

**○川澄宗之介委員** 最後に、指摘をして終わりたいと思います。

地域おこし協力隊員の皆さんというのは、任期が終われば、地域にとどまっていたら、今までやってきた仕事を生かして起業をされる方だとか、また、地域に定着をされるという事例があるというふうに、ニュースや新聞でもよく見るところでもあります。

また、その一方で、なかなか思っていたことと違うということなどから、やっぱり、その地域で暮らすことに厳しさを感じて、任期が終わったら去ってしまう、また、任期途中で辞められるという方もたくさんいらっしゃるというふうに聞いております。

そういった部分では、やはり、道のサポートとして、知事は、今回、道としてこの地域おこし



【第1分科会 10月2日 第3号】

協力隊をサポートする体制を取ったのだと私は認識しています。

今お聞きをしたように、多様な方が希望できる環境をつくることももちろんそうですけれども、やはり、国に準拠した形でやるということではなくて、北海道として、今回、いろいろ交通の面だとか総合政策の点について長々とお聞きをしましたけれども、地域をどう活性化させるかという部分は、全てつながっていると思っています。

こういった部分でいけば、今回のサポート事業というのは非常に大切な事業だと思っておりますので、これから実際に応募された方々と面接をして採用されることになると思いますけれども、そういった方々が道内各地を支えられるような存在になる、それが道の事業としてできるような体制をぜひつくっていただきたい、このことを指摘申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○久保秋雄太委員長 川澄委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保秋雄太委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、10月3日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時46分散会